

国際社会から要請されたことにきちんとこたえらる、そういう場合に出すということだと私は思っております。

○尾辻秀久君 防衛局長に尋ねます。

例えばですが、CH47あるいはC130をイラクに持つていくとする、当然、特別装置が要りますね。どんな装置が要りますか。

○政府参考人(守屋武昌君) C130につきましても、これは固定翼の輸送機でございますけれども、イラクでオペレーションをやっているほかの国の輸送機を見ますと、ミサイル攻撃を受けたときのチャフのデイスペンサー等、これを回避する装置を施しておりますので、私どもの航空機にもそのようなものを装備した航空機を派遣することが必要ではないかと考えておるところでございます。

それから、CH47は、これは回転翼のヘリコプターでございます。諸外国の、これもCH47を持つていくかどうかということにつきましては、防衛庁として検討している段階でございますけれども、仮にこれを持つていくとした場合は、イラクは砂漠の運用環境でございますので、フィルターとか特殊な装置を装備しないとこれは砂漠で使い物にならないという報告を受けております。

○尾辻秀久君 今お話しのとおりに、130、フレア、チャフ付けているのは三機しかないからその他を持つていくとしたらどうしても付けなきゃならない。

今言ったような装備を準備するのにどのぐらいの時間が掛かりますか。

○政府参考人(守屋武昌君) C130については、先生、今御指摘のように三機は付いておりますので、C130をこの機数にとどめる限り、特別の準備はいりません。

○尾辻秀久君 二ないし三か月と言われたけれども、もしCH47を持つていくとすると一年は掛かるでしょう。私がここで言いたいのは、そんな細かな議論しようとは思っていないんです。要するに、ここで言いたいのは、慌てて行くことではないという、もう少しかりした準備をしていくべきである、もし間に合わなかったらそれにこしたことはないじゃないですか、そこまで言っておくことだと思います。とにかくかりした準備をしていてほしいということをまず言っておきたかったわけでありまして。

先日の新聞を見て腹が立つたんです。この記事なんですけれども、長官、ごらんになりましたか。産経の記事なんです。先週、何て書いてあるかというと、投票日前に死傷者が出れば悪影響が出るから、選挙が終わってから送ろうと。こんなばかな話はないですよ。逆に読んだら、選挙が終わったら死んでもいいということじゃないですか。

あえて、もう本当にあえてですけれども、長官にお尋ねします。長官御自身の選挙の当落と部下の隊員の命とどっちを大事になさいますか。

○国務大臣(石破茂君) それは部下の命の方が大事に決まっています。そして、それと同時に問われているのは、命も大事です、日本国政府の姿勢も大事です。いい加減なままといい言葉をかき括弧付きで使うといたしますと、派遣をして仮に事故が起こったとします。そうしますと、私は自衛官の政治に対する信頼というのは大きく損なわれると思っております。一番恐ろしいのは、文民統制という観点において、実際に生命を賭して任務に就く自衛官が命令する政治に対して不信を抱くことが私は一番文民統制という観点から恐ろしいことだと思えます。したがって、それは当然自分の選挙の当落よりも隊員の命、そして文民統制の方がはるかに、比較にならないほど重要だと私は思います。

○尾辻秀久君 あえてとはいえず、失礼な質問をしたことはお許しくださいと思います。しかし、この記事読んだら、つい聞きたくなったのであります。ここで申し上げたいことは、今度のことでいろんなことを考えなきゃいけませんけれども、私に言わせていただくならば、隊員の安全確保、もうこれをすべてに優先してほしい、そのことをまた改めて申し上げておきたいと思えます。そこで、外務大臣に、これはもう質問じゃありません、申し上げておきたいと思えます。みんな命懸けで行くんです。国益のために行くんです。だから、何が国益なのか、これはしっかりと説明してください、このために行くんだということ。そして、行く人たちが胸を張って行けるように是非してやってほしい、このことだけを外務大臣に、もう質問じゃありません、お願いをしておきたいと思えます。

そこで、今度はイラクの今の状況についてお聞きしたいのでありますけれども、質問の形にするともう長くなると思いますから、私がこう思いますというのを申し上げるので、イエスかノーかで答えていただきたいと思えます。

戦争が終わっているのか終わっていないのかということでありまして。これは国際法上の解釈とそれから実態と両方あると思うんですが、まず国際法上でいうと、講和条約が結ばれているわけでもない、平和条約が結ばれているわけでもない、もつと平たく言えば、フセインが参った、降参と言ったわけでもないわけでありまして、これはまだ終わっていないと解釈すべきだろうというふうに思えます。

じゃ、実態どうなんだということになると、先日の米中央軍のアビゼイド新司令官がこれた間違ってなく戦争だと言っておるわけでありまして、国際法上も実態も戦争中の場所と、こういうふうに私は思うのですが、長官、どういうふうにご認識されますか。

○国務大臣(石破茂君) 私は、基本的には委員のおっしゃるのとおりだと思います。我々がすべての戦争について知悉しているわけではございませんが、例えば日本国が九月三日に東京湾ミズーリ号上において文書を調印した、ああいう形もあります。ナチス・ドイツのように、ヒトラーは死んじやったと、しかしながら、その後総統として立つた人間を連合国が認めなかったというような形もあります。

今回の場合には、委員御指摘のように、調印されたわけでもない、フセインが参ったと言っているわけではない。その二点考えますと、今までの例から申し上げて、国際法的に戦争が終結したと言える状況だとは考えておりません。

○尾辻秀久君 言いたいことは、戦場に行くんだということを忘れちゃいかぬ、そういうふうに言いたいわけでありまして。

そこで、非戦闘地域だとかという言葉が出てきます。揚げ足取るつもりは決してないんですけれども、先日、武器使用の例として、こんなペーパーを持つてきていただきました。それを見ていましたら、イラク人道復興支援特措法第十七条及び自衛隊法第九条により可能な武器使用の例として、今度のことで、武裝集団が武器を持つて包囲してきたらと、こういうケースが書いてあるんですね。それはいいんだけど、一つい、非武裝地帯に行くのに武裝集団に包囲されることがあるんですかと聞いてみたくなるんですが、そんな揚げ足取りみたいな質問をするつもりはありません。

ただ、確認しておきたいんですが、非武裝地帯イコール安全な場所と、こういうことではないですよ、ねというところだけを確認しておきたいんです。

○国務大臣(石破茂君) おっしゃるのとおりでございます。これは、本当に何度も分りにくいというおしかりをちょうだいいたしますが、戦場が行われていない地域、言い換えれば非戦闘地域で活動するといふふうな法案に書いてございますのは、日本国は海外において武力行使をしてはいけないという九条の趣旨を制度的に確保するために、担保するためにという言い方をすることもございまして、これはあえて書いておるわけでございます。

要するに、さつきから言っているように、隊員の安全確保が最優先されるべきことだと思つし、彼らを危険な目に遭わせたくない、そう思っているから、やつぱり一番基本のところは、戦争のと

ます。そんなことを今日やり取りしようとは思いません。ただ、そういう言葉のごまかしみたいなことで、行く隊員を危険な目に遭わさないでほしいと、このことだけを申し上げたいわけでありま

ないかと思うんですよ。その議論から先に言ってくる、やっぱりという答えになりそうなんです。が、今日は細かな議論をするつもりはありません。次に、今、イラクがどういう支配体制下にある

○尾辻秀久君　そうなりますと、治安維持のためにイラク国内、四地域に分けていますね。それで、二地域を米軍が押さえている。あと、イギリスとポーランドがそれぞれ治めていて、これは

はつきり指揮下に入れていると言っていますよ。その地域は自分たちの指揮下に入れている、こういうことになっています。

そうしますと、先日、説明求めたときに防衛局長は、私が、行った自衛隊、コマンド、指図下にもどこの部隊からも置かれませんかと言ったら、そのとおりだと、こういうふうにおっしゃったんですが、これはそのとおりですね。

○政府参考人(守屋武昌君) イラクに派遣されることになり自衛隊の部隊は、我が国の指揮権に基づいて独自に行動するものでございます。

ただ、この活動を行います場合に、現地でいろんな活動を行っておる米軍との調整が必要でございまして、調整は行った上で自らの指揮系統に基づいて判断するというところでございます。

○尾辻秀久君 ですから、細かなやり取りをする、結局、防衛局長が言うのは、オペレーショナルコントロールなんだと、こう言いたいんだろと思うんですね。だけれども、実際派遣される部隊が現地でも活動するときに、コマンドとオペレーショナルコントロールと実態が違いますかね。防衛局長、どう思いますか。

○政府参考人(守屋武昌君) これは、我が国が国際平和協力法を作りましてカンボジアに出したときも最初にこの問題に突き当たりました。指揮権の問題というのは大変大きかったです。指揮権の問題、先ほど言いましたように、全体的な仕事のやり方は調整して行いますけれども、その決められた枠内だけで自衛隊が自らの指揮権に基づいて行う。これはテロ対策において行っておるペルシャ湾での、インド洋での海上自衛隊の活動も同じ要領でやっているとございます。

○尾辻秀久君 それ言われますと、インド洋の給油のときに両方がどの方向、両方というのは給油する側と給油される側両方並行して走るときに、どの方向に速度幾らで走れと、こういうときに、じゃこれはオペレーショナルコントロールなの、というコマンドだと私は思うんですね。

まあ今日はもう細かなことは三十分の時間の中からやり取りするつもりはないので、そこまでおいておいて、要するに、現場で行った人たちが困らないようなちゃんと理論の整理だけはしておいてくださいよと、その集団的自衛権の枠組みの中で無理やりやろうとして、無理やりという言葉がいいのかどうか分からぬけれども、とにかくやろうとして、変に現地でやりづらくなるようなことだけはしないでくださいということだけを言っておきたいんです。

次に、任務について尋ねておきます。もう端的に聞きます。何かぶれているような気がするので聞くんです。

人道復興支援活動と安全確保支援活動、どっちに重点を置きますか。

○国務大臣(石破茂君) 現時点でまだ決定をいたしておりません。実際に現地を見て、いかなるニーズがあるか、我々にとつて何が可能かということをお断りして決めることになりました。

○尾辻秀久君 ルワンダを思い出しますよ、ね。NGOの車両が襲われて、そのメンバーを自衛隊が助けに行った、その後ですつたもんだの議論になりましたよね。あんなことだけはもうやめておいてください。そして、もうあえて言わせていただくと、一緒にいる同胞の人たちを、日本人を救えない自衛隊なら、もう極端に言ったら行かぬ方がいいでしょうとでも言いたくないの思いますが、先ほど言いましたように、全体的な仕事のやり方は調整して行いますけれども、その決められた枠内だけで自衛隊が自らの指揮権に基づいて行う。これはテロ対策において行っておるペルシャ湾での、インド洋での海上自衛隊の活動も同じ要領でやっているとございます。

○尾辻秀久君 それ言われますと、インド洋の給油のときに両方がどの方向、両方というのは給油する側と給油される側両方並行して走るときに、どの方向に速度幾らで走れと、こういうときに、じゃこれはオペレーショナルコントロールなの、というコマンドだと私は思うんですね。

○尾辻秀久君 それ言われますと、インド洋の給油のときに両方がどの方向、両方というのは給油する側と給油される側両方並行して走るときに、どの方向に速度幾らで走れと、こういうときに、じゃこれはオペレーショナルコントロールなの、というコマンドだと私は思うんですね。

み上げて、そして装備をしていつてく、だいたいということだけを言っておきます。

それから、武器使用の話になるといつも議論になるのが任務遂行のための武器使用ということですよ。これだけはちょっと質問をしておきたいんですが、先日説明を求めましたら、先日説明求めたら、この本法案においては、自衛隊は主体的に活動を行うものであり、任務遂行のための武器使用までは規定してない、という説明なんですね。じゃ、何で主体的に活動を行えば任務遂行のための武器使用まで規定しないのかということになるんですが、この説明は長官も御存じないですか。ちょっとその説明は理解し難いので、あえて聞いてみるんです。

○国務大臣(石破茂君) 私もこう、私の理解が十分ではないのかもしれませんが、今、委員がおっしゃったようなことの論理で私は理解をいたしております。それは、論理として少し飛躍、若しくは無理があるのではないかと気がいたします。恐らくその心は、主体的、つまり自分たちが判断をしてやるのだからというようなことなのかもしませんが、それはやっぱり論理的にちよつとおかしいのだと思うんですね。

私も申し上げておりますのは、任務遂行、いわゆるBタイプということまで認める、認めなければいけない。すなわち、自分の身にも急迫不正の侵害あるいは緊急避難の要件が該当しない、あるいは自衛隊法九十五条も該当しない、にもかかわらず、任務遂行という部分は一体どこなんだという議論だと思っております。

○尾辻秀久君 このときに併せて説明していることは、この任務遂行のための武器使用に係る論点は、自衛官の安全確保の問題ではなく、いいですか、自衛官の安全確保の問題ではなく、他国の軍隊と異なることに起因する現地の活動の支障をどう解消すべきかということであると、こういうふうな説明してくれているんですが、これもひどいと思うんですよ。まさしく、一番この問題は自衛官の安全確保の問題なんです。

もう長官にこんなことを言ったら釈迦に説法になるけれども、行く指揮官はどんな覚悟をして行くかという、検問所を突破する車がいる、すると、それに対しては、任務遂行のためには撃てないんだから、検問所を突破する車は撃てないですよ、じゃ、この車止めるのは、自分が前に立ちましたら、自分に向かって走ってくるから我が身がもうひかれて死にそうになりました、危険です、それでやっつと発砲できる。

だから、もう車の前に立ちましたら、死ぬ覚悟で行くよりしやあないなと思って行く指揮官は行っているわけですよ。それなのにこの言い方ないだろうと思うので、あえて一言言っておきます。

時間が無いので、最後に、もう最後の一問にします。

今度の手当、いつつも言ってきたんだけれども、PKO手当は休みの日は出さないんですよ。オフの日には出さないんですよ。そんなばかな話ないだろうと言いつつ続けたんだけれども、いまだにそうしている。今度もそうしますか。

○国務大臣(石破茂君) どういう形が一番いいか。確かに、一般の感覚からすれば、お休みの日といったって、ふだんの国内における勤務のお休みの日は違うだろうということでありまして。その辺りをどう勘案するか。いろいろな規定等々の兼ね合いもございまして、実情に即したような形で、まさしく委員が強調されますように、現場に赴く自衛官の気持ちにこたえるような形というものは十分に配慮をして決めなければいけない。決まりがこうだからというだけで事務的に決めるべき筋合いのものだとは考えておりません。

○尾辻秀久君 さつきから申し上げているように、戦争状態、少なくとも戦争状態のところにいくわけですよ。極めて危険なところへ行くわけですよ。それに、今日は、はい、あんたは休みの日ですと決めておいて、その危険なことに対する手当は今日を出しませんというのはいくら何でも理屈に合わないと思うんですが、今までのや

り方見ていると今度もそうするんだらうなと思ひ思ふので、もうそんなばかなことだけは今度はやめてくださいということをもう強く言っておきます。

最後に、もういろいろ言ってきた私の今日言いたかった趣旨というのは長官本当によく御理解いただいたと思います。お答えで御理解いただいたと思います。ですから、最後に言っておきたいんですが、今後、基本計画決めますね。これ、国会承認じゃありませんね。国会承認じゃないという事は、逆に言うとう政府が全責任持つて出しますということなんです。だから、この責任の重さというのはいくらも是非いやが応にも知った上でやっていただいたいなと改めて申し上げるし、もう今から調査団出しましょう。そして、手に負えないと思つたら、もう手に負えないと思つたら本当にやめてください。もうメンツも何にも要らないから、もう途中からでもやっぱ行くのはやめたといつて言う勇氣を持つてほしいということを最後に申し上げて、今日の質問を終わります。

○広中和歌子君 私質問は、是非官房長官、実を言つて総理にいただきたいぐらいなんですけれども、官房長官を含めた閣僚の皆様にお伺いしたいと思つておりましたが、今、記者会見だといふことでお伺いになりませんので、少し順番を変えてお伺いいたします。

ブッシュ大統領がかねてから言っている悪の枢軸発言の中に、イラクや北朝鮮とともにイランが含まれているわけでございます。そういう中で、日本がこれまでイランと非常に友好的な関係を持ち、我が国のエネルギーをイランに依存する部分が非常に多かったわけでございますが、イランとの間に結んだアザデガン油田開発の最優先権についてアメリカから待ったが掛かっていると。そのことについて日本政府としてはどのようなお考えで対応しようとなさるのか。アメリカはイラクと一緒にやろうというように言っているようでございますけれども、資源の確保にさえ、国防だけじゃないですよ、資源の確保にさえアメリカ

の言いなりになつてしまふ日本なんですか。お答えいただけます。

○国務大臣(川口順子君) アザデガン油田についての御質問でございますけれども、今イランとの関係では二つの課題、大きな課題があります。一つはアザデガン油田ですが、もう一つはイランの持つている、国際社会全体が持つている、我が国も共有している核の懸念でございます。それで、この二つについてそれぞれ解決が必要であると考えています。

イランのまず核の懸念についてですけれども、我が国は国際社会で唯一の被爆国でありまして、核の問題については非常にセンシティブであります。そして、こういった立場から、我が国としては、委員もおっしゃられたように、イランとはずっと友好的な関係を持つていたわけであり、我が国としてイランに対して、追加議定書を締結をするということが重要である、そしてそれを実施するということが重要である、ということが重要である、ということを言っています。イランがそういったことを通じて国際社会が持つている懸念を払拭をするということが大事である、ということをイランに言つて、いろんなチャネルで言つていまして、ごく近々では天野軍科審を派遣してお話をしたところなんです。したがって、それはそれで解決をしていかなければいけない。

それからもう一つのアザデガンの油田の話、これも御案内のように、我が国はエネルギー資源ほとんどございませぬ。そういう意味で非常に重要な油田でして、特にこれは自主開発をする油田です。我が国の中東・アラブ地区への依存を下げるという意味で重要でございます。しかも自主開発であるということです。

それで、このアザデガン油田の交渉につきまして、アメリカとの関係ではこれまでいろいろのやり取りはやつてまいりましたけれども、これは相手があることでございますので、どういうやり取りを行ったかといふことについての、具体的に申し上げるということは控えさせていただきます。

と思います。

いずれにしても、我が国としては、この二つが重要な課題でございます。したがって、それにしっかりと対応していきたい。そして、イランやアメリカや中東諸国を始めとする関係諸国ともこの二つの問題について主体的に協議を進めていきたいといふふうに考えています。

○広中和歌子君 我が国は独立国であるはずでございます。そして、資源に関して、特にエネルギー資源に関しては非常に重大な関心を世界各国に対して持つていくわけでございます。私には、アメリカが日本の資源なりなんの輸入先についてまで、あるいは開発先についてまでいろいろ指図をするといふこと、それは日本としては許せないことではないかと思つてございませぬけれども、重ねてお伺いします。

○国務大臣(川口順子君) イランについては、我が国は国際社会唯一の被爆国として、イランの核の開発の懸念については我が国としても大きな懸念を持つています。この意味では、これは我が国の問題として考えているということです。

そして、そういった我が国の懸念も含めた国際社会の懸念をイランが払拭をするために、IAEAの追加議定書、これを締結するといふことが重要だといふことをイランに伝え、そして単に締結するだけではなくてこれを完全に履行していくといふことが大事だといふことを伝えていくわけです。それをやるのが我が国としては非常に重要だといふふうに考えているということです。

核の懸念の問題は、我が国としてはこれは無縁な問題ではなくて、我が国自身が懸念を持つていく問題です。

○広中和歌子君 核を持つていく国というのは一杯あるわけでございます。イラクに関しても、核を持つていくといふ懸念のために、そしてついに攻撃を始めてしまったわけです。そして、多くの国たち、そして多くのインフラが破壊された。そういう状況の中で、私は世界の中の秩序なり正義なりというのが本当に今問われているんじゃないかと思つてございませぬけれども、日本の外交といふのはそのようなことでよろしいんでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) 我が国として、イランの問題、これは、イランはNPTに入つていてありまして、そういった国が核の開発についての疑惑を持たれるといふことがあつては正に国際秩序に非常に大きな問題があり得るという国際社会全体が持つていく懸念、これを我が国も共有している、我が国自身の懸念でもあります。

したがって、イランがそういった懸念に対してきちんと対応することが重要であるわけです。この問題を、二つの課題があると申しましたけれども、この問題を抜きにしてイランと我が国の関係を議論することはできない。これに対してはイランにちゃんと対応してもらふということが重要だといふのは我が国の主観的な考えであります。

○広中和歌子君 イラクに対する核懸念というのは急に持ち上がったものなんですか。(発言する者あり)イランでございませぬ、失礼しました。イランに対する核懸念というのは急に持ち上がったものなんですか。この油田開発の交渉の前から分かつていたことではございませぬか。

○政府参考人(安藤裕康君) お答え申し上げます。イランの大量破壊兵器開発については従来から懸念が呈されていたわけでございますが、今回の核懸念の直接の引き金になったのは、昨年の夏にイランの反体制派の方々が記者会見を行いました。イランの中で具体的に核施設が建設されているんじゃないか、そこで平和的利用以上のものが行われているんじゃないかという、そういう疑惑を提起したわけでございます。その後、今年の二月になりました。IAEAのエルバラダイ事務局長がイランを訪問する等してこの問題が浮上してきた、そういう経緯でございます。

○広中和歌子君 この問題につきまして、是非政府としては、我が国にとつても、そして世界の国々との関係においても公正な態度を是非取つて

いただきたいと願ひして、次の問題に移りたいと思います。

○連合国暫定統治機構、CPAができ、そして最近、七月の十三日でございますけれども、イラク人から成るイラク統治評議会ができました。

イラク評議会のメンバーは二十五人ということでございますけれども、それでよろしいですね。

○政府参考人(安藤裕康君) イラク統治評議会の構成メンバーは二十五人でございます。

○広中和歌子君 そのメンバーはどのような構成から成っているんでしょうか。

○政府参考人(安藤裕康君) 宗派別の構成でございますけれども、アラブのシーア派が十三名、アラブのスニ派が五名、クルドが五名、トルクメンが一名、アッシリアが一名、合計二十五名と、こういう構成になっております。

○広中和歌子君 すなわち宗派の人口構成に比例している、そのように考えてよろしいんですか。

○政府参考人(安藤裕康君) ほぼこの人口構成比に該当して、その比例のままになっているというふうに了解しております。

○広中和歌子君 その中に、いわゆるディアスポラというんですか、亡命者はどのくらい入っておりますか。

○政府参考人(安藤裕康君) 国外からの帰還者というのは正式にその数が発表されておりませんけれども、これまでに私どもの得た情報を総合いたしますと、二十五名全体の評議員の中から約十二名が国外からの帰還者ではないかというふうに考えております。

○広中和歌子君 アフガニスタンのカルザイさんでしたっけ、あの方も、亡命者というんでしょうか、海外からいらした方ですね。そういうふうに入っているという、それは果たしてイラクの国民から信頼を十分に得られるんでしょうか。

例えば、アフリカ、南アの場合でしたけれども、あの場合には、マンデラ首相、その方は、現地で苦勞し現地で運動をし現地で牢屋に入り、そ

して最終的に解放されて、そして選ばれて大統領になった。非常に国民から信頼が厚いわけでございますけれども、この統治評議会のメンバーのうち半分がディアスポラであった場合に、果たしてイラクの国民から信頼を得られるんでしょうか、お伺いします。

○政府参考人(安藤裕康君) その点についてはいろいろ御議論があることと思ひますけれども、サダム・フセインの体制が倒れて、その後に新たなイラクの統治機構ができたわけでございますので、その前提に立ちますと、国外におりましてこれまでサダム・フセインを批判していた勢力がある程度の構成比を占めるということはやむを得ないことかと思ひます。

ただ、国内にこれまでいた方々も半分以上の比率でこの新しい統治評議会を構成しているわけでございますから、そういう意味において、総合的な観点からこういう構成になったというふうに私も了解しております。

○広中和歌子君 その構成メンバーを選んだのはCPAですか、それともだれでしょうか、お伺いします。

○政府参考人(安藤裕康君) 基本的にはCPAがこの構成比を考えたというふうに了解しております。

○広中和歌子君 CPAは、イギリス、アメリカから主として成り立っている連合国暫定統治機構です。

○政府参考人(安藤裕康君) そのとおりでございます。

○広中和歌子君 私は、何かそこで大変に、何となく私に、私の質問でお分かりいただいたと思ひますけれども、非常に心配な面があるんじゃないかと思ひます。

それでは、我が国の支援要請というのはどこから来ておりますか。国連ですかCPAですか、それともこの統治評議会、どちらになりますか。

○政府参考人(安藤裕康君) 我々がこれから行うとする支援は、あくまでも国連決議一四八三に

基づいて行われるものでございます。

○広中和歌子君 それでは、一四八三のことでございますけれども、それによりますと、要するに、大島次長ですけれども、この方は、大島賢三

国連事務次長は、イランやアフガンなどの危険度の高い地域での人道支援を行う国連組織と軍との協力関係について述べている。そういう中で、軍を派遣するのは最後の手段であるということ、そして、国連調査官を通じて支援を要請する際に、原則として武器を携行せずと、そのようなことを述べているわけでございますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) 国連の大島次長の発言、報道で出ていたと承知をいたしております。ただ、私の理解をするところでは、大島次長は安保理決議の一四八三が非軍事的な決議であるというふうな言つた記憶はないかと考えている、そういうことかと思ひます。

我が国の考え方は、これは安保理決議一四八三の本文一及び二において、イラクの国民に対して医療その他の人道上の支援やイラクの復興支援を行うこと及びイラクの国内における安全及び安定を回復するために貢献することを国連加盟国に対して要請をしたこととあります。

それで、それでは、その要請に基づいて、具体的に各国がどのような支援を行つていくかということについては、これはそれぞれの国が主體的に判断をするということとあります。我が国としては、これはその現地の情勢を考えたときに、自衛隊の持つてくるその能力、経験あるいは自己完結性、そういうことに着目をして活用をするということが必要だというふうに考えているということとあります。

○広中和歌子君 何ですか、人道支援に関しまして幾つかのガイドラインがあるわけですが、人道支援というのは人道支援団体において行われなければならないということが四番目にはつきり書いてあるわけですか。

我が国がイラクに対して行うのは、明らかに人道支援でございますね。

○政府参考人(面田恒夫君) 今般、御審議いただいております法案において想定しております中に、人道支援というものもござります。

○広中和歌子君 我が国が行う自衛隊を含む今回の法案ですけれども、人道支援ということでございます。

○政府参考人(面田恒夫君) 人道、それから復興・復興、それにいわゆる安全のための、治安のための活動をする外国軍隊を支援するという行動も入っております。

○広中和歌子君 これによりますと、そういう人道支援活動をする際にどうしても必要とある場合には特別な要請がなければならないということになっていられるけれども、まだ現地に行つていないのにどうしてそういう状況が分かるんでしょうか。

○政府参考人(面田恒夫君) 必ずしもよく質問の御趣旨、理解しなかつたかもしれませんが、御指摘の大島次長のガイドラインというのは、一般的にそれぞれの行動を行うときに個別のガイドラインを作るための言わばそのガイドラインということでございますので、あくまでも一般的でありまして、かつ、当然のことながら法的な拘束力はないということとあります。

それから、ここで想定されております事態というのは、ここにも書いてございますけれども、国連の要請の下、国連の下で要する行動をするというふうな言わば軍隊というものが想定をされてい

るということとあります。

○広中和歌子君 私どもの人道支援というものが国連の要請に基づいていられるのであれば、できるだけそれに近づいた形で支援が必要なのではないかと思ひますが、官房長官もお見えになりましたし、時間的な制約がござりますので、この問題は打切りにさせていただきます。

それでは、官房長官、是非中心にお答えいただきたいと思ひます。

今年の三月に原口国連大使が国連で演説をな

じゃ、そのことについて、非常に驚いていらっしやるわけですか。それに対して適正な支援というのはどういうものだと考えられていらっしやるんですか。

○政府参考人(海老原紳君) お答え申し上げます。

今、広中委員がおっしゃいましたのは、報道によりまして、米国の国防総省の会計の担当官がそのような発言をしているということが報じられていたというふうに承知をいたしております。

より権威のあるというか、そういう数字といたしましては、ラムズフェルド国防長官が、これは上院の軍事委員会におきまして、イラク関連の経費ということで一か月に約三十九億ドルという発言をしております。ただ、イラク関連の経費ということで発言をしておられまして、その細目と申しますか、詳細については発言もしておられない、我々も承知していないことだと思いま

我々の支援ということは、これは我々が主体的に決めるということだろうと思います。

○広中和歌子君 小泉・ブッシュ会談というのが

戦後行われましたよね。そのときに総理は、具体的に何をしてくれと言われなかったと。つまり、日本次第だということでございますけれども、何らかの了解があったのか、これは総理に聞かなければ分からないと言われちゃうかもしれませんけれども。例えば、ブーツ・オン・ザ・グラ

ウンドのような発言がアメリカ政府の中から出ていますけれども、自衛隊の派遣など、暗黙で日本側としては受け止めていたのかと、そのことについてお伺いいたします。

○政府参考人 海老原紳君 クロフォードで行われました日米首脳会談におきまして、ブッシュ大

統領の方からは、日本が相応の協力をしてほしいという、言わば期待は表明されましたけれども、自衛隊の派遣というようなことについて具体的な要請は行われておりません。

○広中和歌子君　そうすると、この前の湾岸戦争

ではお金であつた、今度はブーツ・オン・ザ・グラウンド、つまり軍服を着た人だと、そのように日本側で考えていらつしやるんですか。

○国務大臣(福田康夫君) これは、今、局長から答弁したとおりでありますけれども、要するに米国からは具体的に支援の中身を、これを聞かれてはいるわけじゃありません。どうしても支援してくれと、そういうふうな話ではなくて、あくまでも我が国の必要性という観点からこの問題に取り組もうということでありまして、あくまでも自主的な、我が国としての自主的な判断であるということとであります。それは、やっぱり中東地域の安定、イラクの安定、中東地域の安定、そして、例えば石油供給の安定とか、また国際社会の平和と安定という、そういうことを中心に考えた結果でございます。

○広中和歌子君 ある時点でブッシュ大統領は戦争が終わつたと、勝利に終わったとおっしゃいましたけれども、その後、五月一日でしたか、ステイル・アット・ウオーというような形で、戦争はまだ継続中であるというような発言をなさるなど、イラクにおける情勢というのは大変厳しいものがあります。そして、アメリカ軍やイギリス軍へのゲリラ、戦争とは申しませんが、ゲリラ戦が続いているわけでございます。

軍服を着てイラクで活動すれば、仮にそれが人道支援であつても、そうしたテロの攻撃にさらされる可能性はどこの国を問わず、国を問わずあるんではないでしょうか。防衛庁長官、お願いします。

○国務大臣(石破茂君) それは、いずれにいたしましても、私どもが活動いたしますのは本法案に定められた非戦闘地域であり、そしてまた防衛庁長官が持つております安全配慮義務にかなう地域でなければいけないということでございます。

どういふような形でたちといひますか、そういう形で活動をするかといふことは、どういふ形が一番現地のニーズに合っているのか、あるいはどういふ形であれば安全に行動できるのか、そういう

うことは子細に検討をいたします。

しかしながら、重要なことは、本法案に書かれてございます戦闘が行われていない地域で活動するというところ、そういう憲法上の要請を満たすことと、安全配慮義務というものを満たすものでなければいけない、そういうことだと考えております。

○広中和歌子君 日本が派遣する自衛隊はどういう服装で行くんですか。軍服を着て行くんですか。迷彩服を着て行くんですか、それとも私服ですか。

○副長官(赤城徳彦君) 自衛隊の服装でございますけれども、これまで海外派遣の際にどういふ服装を着用していたかということを中心に申し上げますと、陸上自衛隊は、防暑服の迷彩、また防暑服のOD色という緑に茶が掛かった服の二種類がございます。航空自衛隊は、航空服、整備服、迷彩服、防暑服の四種類がございます。

こういうものを今持っているわけでございますけれども、どういふ服装で活動するかということについては、実際にどういふ任務をするのか、また、その業務を実施する際の治安状況とか気象の状況、そういうものを総合的に勘案しましてふさわしい服装を選定するということを考えております。

○広中和歌子君 いずれにしても、軍隊であるということが明らかになるような服装で出掛けるわけですね。イエスかノーで結構です。

○副長官(赤城徳彦君) 復興支援が分かるような、あるいは見た目に安全なところがあるかどうか、あるいはよく分かりませんが、どういふ服装で活動している人たちは違ふ服装、あるいは、いずれにしても、自衛隊が着る服だということには変わりはないでございます。

○広中和歌子君 つまり、私が申し上げるのは、NGOの人や国連の職員の人たち、あるいは国連の下に支援活動をしている人たちは違ふ服装、明らかに軍と分かる服装でなさるわけですね。しかしながら、防衛庁長官は度々この委員会でもおっしゃいますように、彼らは戦争が行われ

ている、あるいは危険なところには行かないといふふうにおっしゃいますけれども、そして事が起こつたらばそこから撤退するといふような、そして指示を待つといふような言い方をなさいますけれども、いやくも軍隊の服装をしている日本の兵隊さんたちが、ほかの国の兵隊さんたちが、ほかの国の軍隊が命を張つてやっているとときに、そのようなことでは、むしろ恥をかくなかろうか、恥をかきに行くようなものじゃないですか。

○副長官(赤城徳彦君) 一般のNGOの方でありましたらいろいろな服装があると思います。ただ、これは自衛隊でございますし、部隊として行動します。この法律の十七条によつて自己防衛のための武器も持つていくとか、一定の指揮系統の中で統制の取れた形で行動する、またその任務もございします。そういう任務を行うにふさわしい服装といふのはおのずとあらうかと思ひます。

○広中和歌子君 私は服装にこだわっているんじゃないんです。少なくとも軍隊として行く以上、まあ自衛隊でもいいです、自衛隊として行く以上、私どもは安全なところじゃなくちゃ嫌やというの恥をかきに行くようなもんじゃないかと言つてらるんです。防衛庁長官、お願いします。

○国務大臣(石破茂君) 私どもが申し上げておりますのは、憲法からして戦闘行為は我々にはできないといふことでございします。恥をかくとかかかないとかいふようなお話がございしますが、憲法によつて決まつております、外国において武力の行使は行わない、これは憲法上の要請でございます。

そしてまた、私どもは安全なところ安全なところといふふうにおっしゃいますけれども、それは民間人にとつて安全なところと申し上げているわけではございません。厳しい訓練を積み、そして権限を与えられ武器を持つていく、そういう自衛官にとつて安全な地域といふふうにおっしゃるわけでございます。

そして、仮に攻撃を受けたような場合に、じゃ何もしないで逃げていくのかねといふことになれば、十七条の要件を満たします限り武器の使用と

いうものではないです。これが他国と一緒になつて武力行使をしたといふような評価をされるような、そういう行為は行つてはならない、これは憲法上の要請でございます。恥をかくかかないの問題ではございません。

○広中和歌子君 それでは、参加する自衛隊ですね、その自衛隊の方たちはどういふ形で選ばれるんですか。志願兵なんですか、それとも上からの命令でございしますか。

○副長官(赤城徳彦君) この派遣される隊員の選定でございますけれども、派遣先で能力が十分発揮されなければいけませんので、その任務遂行に必要な知識とか経験がちゃんとあるかとか、あるいは健康状態がどうかとか、そういうことを踏まえて選定することになります。さらに、事前に現地の情勢とか任務内容について説明をするということにしております。その際、その隊員の家族の事情とか個人的な状況がどうかとか、そういうことも勘案して、総合的に勘案した上で判断し選定すると、こういうふうな考えでおります。

○広中和歌子君 最終的には自衛隊の個人個人が行くということに同意をします、そういうことになるわけですね。

○副長官(赤城徳彦君) 今申し上げましたような様々な状況、家族の状況とか個人的状況を勘案しますが、あくまでこれは命として下合されて行つていくことになりまして。

○広中和歌子君 命令されて行くわけですね。そして、今ここで問われているのは、自衛隊の人たちが、それは一人でも、一人も死んで困ると、それは日本国民の気持ちでございますけれども、しかしながら、こういうところに行くんですから死と隣り合わせです。ほかの国の兵隊さんがそうなんですから我が国だって例外じゃないだろうと思ひます。そういうときに、死と背中合わせのところに行くといふ、つまり、国際社会のために、人道支援のために、その理由が何であれ死ぬ覚悟があるかといふことが自衛隊の人に問われていると、そのように防衛庁長官は理解していらつ

しゃいますよね。

○国務大臣(石破茂君) それは、有事法制の際にも阿部委員からの御質問がございまして、自衛官の服務の宣誓というのを申し上げました。

それは、事に臨んでは身の危険を顧みずという宣誓、私は宣誓というのは重いものだと思っております。そしてまた、自衛官がその「心がまえ」に基づきまして、同様の文書というものを規定をしておりますけれども、そこには死生の間身を置くものである、生きる死ぬですが、の間に身を置くものだ、我々の職場はそういうところだと、大意そのような記述がございます。

それは私は、宣誓というのはそういう重いものであります。さばりながら、じゃどこへ行ってもいいのかというふうなことはなりません。先ほど来、尾辻委員の御質問にもお答えをいたしましたように、私も、どこで活動するのかわからないこと、そしてまた不測の事態が起こらないように配慮をするのは当然のこととございまして、宣誓を行っているからといってどこへ行ってもいいとかそういう問題ではございません。

○広中和歌子君 時間が迫っていますので、ちよつと短くお答えいただきたいんですけども、自衛隊へのいわゆる危険特別手当というのは三万円です。よ、というふうな決まりと聞いていますけれども、文民の方あるいはNGOの方が被害に遭った場合、そういう方たちに対しては同じような特別手当が支払われるのか、お伺いいたします。

○国務大臣(石破茂君) 防衛庁・自衛隊に三万円というのを決めたという事実はございません。○広中和歌子君 その自衛隊に決まる額は、それが二万円であれ三万円であれ、文民にも当てはまるのか、そしてNGOの人たちが被害に遭った場合はどうなのか。

NGOの人たちは、今ではなくて、戦争が終わったその前後からNGOの、日本を含むNGOの人たち、日本人を含むNGOの人たちあるいは国際機関の人たち、現地で一生懸命働いています。そういう人たちに對する、そして、しかも日

本国籍を持つている人に対する危険手当みたいなもの、何というんですか、賞じゅつ金ですか、それは与えられるのか、お伺いいたします。

○国務大臣(福田康夫君) この法律に基づきまして、法案に基づいて対応措置を行う、そういうものに従事する者に対して、これは今、復興支援員のことについてお答えしましたけれども、復興支援員、民間の方ですね、民間、それから役所の方ですけれども、これも当然支給の対象になります。

また、これはどういふような対応をしたらいいかということがございまして、このことについては、どういふ在り方がいいのかということについて検討いたしておりますけれども、できる限りの対応をしたいというふうに考えております。

○広中和歌子君 ジャパン・プラットフォームとかJVCとか、ああいうところで働いている人たちに對しては考えていないということですか。

○国務大臣(福田康夫君) この法案で用意いたしましたおりの、あくまでもイラクの復興支援職員、この法案に基づく復興支援職員について対応を考えているということとでございます。

○広中和歌子君 もう既に現地で非常に貢献をしているという人たちにむしる支援する方が、我が国がです。効率的であり効果的であると、そのような思いをするわけでございまして、御意見ございましてお伺いいたします。

○国務大臣(川口順子君) 現地で働いている、活動しているNGOの人たちに支援をしていくことは重要なことだと思っております。草の根無償等、あるいはNGOの支援のための制度を持っておりますけれども、例えばその中で、NGOのための支援の中で、保険料等についても最大限の保険が掛けられるように支援はしております。

○広中和歌子君 こうして既に実績のあるNGOや民間団体があるわけでございまして、自衛隊がむしるいわゆる出向という形で、出向という形で、こうした例えば国際救援隊みたいなものを日本が作りまして、そういうところに平服で参加すると、そういうことがむしるよろしいんじゃない

か。

昨日、おとといの災害を見ましても、日本の国内において自衛隊が実質的に、救援活動というんでしょか、その実績というものは私も非常に高く評価しているわけでございまして。その人たちがむしる同じような形で現地で、現地つて、イラクで活動していた場合、何も軍服を着ていく必要はないのではないかと、出向という形で救援隊みたいなものに参加なさった方がよろしいんじゃないかと。そういうことをお伺いいたします。

○国務大臣(石破茂君) 委員の御趣旨が必ずしも正確には理解できなくて恐縮なのですが、私どもは、その必要性があるかどうか、ちよつと今判断しかねるところで、むしるその必要性に乏しいと思っております。

もう一つは、これは自衛隊でなければできない、それは、自己完結ということを示し上げましたが、自衛隊でなければできないことです。同時に、武器を持ていきます。そしてまた権限も与えます。そういう場合に向かうという形が正しいのか、あるいは、私たちは軍隊じゃありませんよということとを殊更に強調することが果たして合理的なのかどうか、そういうふうな判断をしなければなりません。私も、現在そのようなことを必然性があるものとして考えておるわけではございません。

○広中和歌子君 終わります。

○齋藤勤君 バグダッドで二十日に国連の車列に銃撃ということで二人の死傷者が出たという事件がございまして。このことについて、官房長官、外務大臣、防衛庁長官、どなたでも結構なんですけれども、具体的な内容についてお伺いしたいというふうな思いです。

○国務大臣(川口順子君) 二十日ですけれども、イラクのムハンマディーヤで移動中のIOM、国際移住機構という組織ですが、の車両が別の車両に乗っていたために銃撃をされて、そして、近くをたまたまバスが通行していて、そのときにそのバスに衝突をしたという事件がありました。

そこで、イラク人の運転手一人が死亡をして、職員一名が負傷をしました。

これは報道もされておりますけれども、フセイン政権が崩壊後、国際機関の職員がそういった形で犠牲になるというのは初めてのことでした。

○齋藤勤君 今答弁いただきましたように、国際機関が襲撃されたのは初めてだということ、これは現地はあれですか、国連旗とか国連の何かそういった標記、記載をしているとか、何かそういった形状は調査されていますか。

○国務大臣(川口順子君) はつきりしたことを、そのときの情報は持っておりませんけれども、国際機関でございまして、国連なりなんなの印は付けていたという推測をする方が、してよろしいかと思ひます。

○齋藤勤君 推測ではなくてきちんと調査していただければと思ひます。すべきだと思ひますよ、時間もたつていますから。これ二十日です。よ、二十日、今日二十二日です。

どなたか分かる方、大臣が分からなければ、無理なのか。分からないの。——はい、分からない。委員長、いいです。

大変危険な状況だということだという認識を一つにしたいということ。

それから、通告をしていないんですけれども、このことを別に私は今回の自衛隊派遣と結びつけるつもりでございせんが、大変痛ましい報道として、これは既に防衛庁が発表していることですから、少し詳細についてお尋ねしたいと思うんですが、見出し的には、自衛官自殺最悪のベ

ス、年間百人突破のおそれ、防衛庁と、こういうことで、今年四月から六月、三か月間で二十七人になった。年間の自殺者数が過去最悪だった昨年同期十四人の約二倍のペースになっている。

もう少しこの比較、何も十年間別に列挙してということをお説明しろと言つてもいいありませんが、自殺者が増えているということについて、自衛隊内部で、結論的には自殺防止策を七月中にも防衛庁はスタートをしたいということで対策

本部を設置をしたということまでは承知をしています。ですから、自殺者数の数、内容の点について、こういうふうが増えてきたんですということ、教えていた、だきたいと思います。

○國務大臣（石破茂君）　過去十年間、過去十年間を一応御説明させていただきます。

平成八年度まではおおむね一年間に四十名から五十名前後でございました。九年度以降におきまして六十名から七十名に上がりまして、十四年度は七十八名、今年はこのままのペースでいきますと三けたに乗りかねないという不安、懸念を持っております。

原因につきましては、病苦、借財、職務家庭、その他不明と、こういうふうになっておりますが、過去三年で最も多いのはその他不明、二番目は借財ということでございます。

で、その他不明で本当にいいのかということでもあります。これはきちんとして、その他不明な点とあるので片付けるんじゃないかと、あるいは、借財というふうになつていきますけれども、その前に何とかできるのか、考えられる最大のことをを

やったのかと。もちろん、じゃ事細かに聞くことが人権にどのように侵害に当たるのか当たらないのかという議論はありますが、死なれてしまつて人権侵害も何もあつたものではございません。そのところはきちんと考えながらもう一度、今までも実はこういう対策本部を作つたことはあるののです。しかし、それが功を奏さなかつた、あるいはその効き目がなくなつてきているということを考えますと、これは小島政務官をヘッドとしたします対策本部を立ち上げて、もう一度なぜこれが防げないかということをきちんと考えてみたい、い、そのように思つております。

○齋藤勤君 今回の法案とは直接私は結び付けるというつもりではありませんが、たまたま一日、二日、この間アメリカ軍のイラクに常駐されている軍人が、報道機関に対して公然と上官あるいはラムズフェルド国防長官を呼んでいとか、映像に向かって早く帰りたいと言っているのは、だれもが早

く帰りたいというふうに言うと思うんですが、この指揮者に対して公然と批判をするというのは、取材も大変だと思うんです。これは。これは必ず上官が多分いると思うんですよ。そういうところで、私は、この泥沼化とかあるいはゲリラ戦という今の状況の中で、何も今の日本の自衛隊と共通するという、させるつもりも、無理なこじつけをするつもりもありませんが、極めて土気という問題ベースに考えてみた場合、大変な私は何か気になる点でございます。

自衛隊の自殺者のことは別にいたしまして、この今の米軍人のイラクにおきます土気、これは防衛庁長官というふうな、映像を多分ごらんになったんじゃないかと思う、繰り返し繰り返し放映してましたので、どういうふうに思いますか。

○国務大臣(石破茂君) 私もその映像は何度も見

ました。大統領あるいは国防長官に対する批判というものを、このことは、これは正確な言葉かどうか知りませんが、アメリカでは軍律違反だと、絶対に許さないということになっておると承知をいたしております。

その上で申し上げるとしますならば、アメリカのことはさておきまして、一般論として、先ほど尾辻委員にもお答えをいたしました、やはり卦く人たちがそれを命じた政治に対して不信を抱くということとは、私は決してあつていいことだとはは思っておりません。もちろん、そういうのが全くないなんという組織があるとも思いません。しかし、それが極力少なくなるようにというような政治の責任は、シビリアンコントロールの観点から最も重要なものであるというふうに考えております。

○齋藤勤君 官房長官、世論調査なんですけれども、内閣支持率は、これはもう充足以来いろいろな浮き沈みというの嫌かも分かりませんが、高支持率の中でも支持率が落ちてまた高い支持率に行くというところで、小泉内閣というのは大変、ある意味では歴代内閣からいって、一度沈むとすぐ沈みっ放しなのが歴代内閣だけれども、また上がつ

ていくということで、こういうある意味では特異な評価を受けている内閣なんだというふうに私も思いますけれども。

こゝ最近の世論調査ですね、今日の朝日新聞で、例えば六月にこの自衛隊派遣について賛成が、六月、二か月前、賛成が四六％、反対が四三％。今回の七月二十、二十一日の調査ですと、賛成が、これは反対ですね、ごめんなさい、逆の数です、反対が五五、そして三三ということで上がつてきている。これは朝刊ですから、朝刊というのは朝の新聞ですからごらんになったと思います、このことについての世論、動向、どういふふうに受け取られますか。

○**國務大臣(福田康夫君)** 世論調査でありますから、国民の一般的な認識を示しているのではなからうかと思ひます。

正直申しまして、イラクの復興について、これは反対する人は私はそんなに多くはないんだろうと、根本的にはそういうことだと思います。しかし、このところ、今、委員御指摘のように、反対が増えているというのは、やはりイラクの情勢が不安だという、そういった二ユースもあり、またこの委員会における議論もそういう点に集中的に質問がなされると、こういったような状況がございいます。事実そういうような状況もないわけではないのであります。それは私も認めないということはいけません。実際に実績を見ますと、必ずしも好転しているというわけではないということであります。

しかし、ですから、世論との関係においては、そういうことを受けて、今の時点において自衛隊が出ていくのは危ないんじゃないかという、そういう危機、懸念、それを国民が持つておられるのだというように考えております。

○齋藤野君　その危惧だと思うんですね。私は、前回の質問でもその点について再三指摘させていただきまして、今日も時間をいただきまして、短時間ですけれどもやり取りさせていただいていますが、非常に危機意識を持っています。国内、国

際的にも、これでいいんだろうかということについて。

先ほどの冒頭の尾辻議員の御指摘は、私は前回
の質問でもさしていただいたつもりです。私ども
は野党ですから、野党として対案を衆議院で出さ
していただきました。そのことで私は、国内、国
際的にも十分日本の役割というのには果たせるの
ではないかというふうに今なお思っております。

官房長官、この法案、今、私ども参議院で審議中ですけれども、撤回するという、そういう英断は、判断は小泉内閣はないんですか。

○国務大臣 福田康夫君　これは、復興するとい
う、復興を支援するということについての基本的
な考え方というのは、これは御党においても、民
主党においてもお持ちであるのは、これは、そうい
うことでしよう。やり方の問題はあるかもしれない
けれども、賛成はしているわけですね。ですから、
やはりそういう支援ができるように体制を整えて
おくということは必要なのではないでしょうか。
民主党さんの言われるように、民間の方に行つ
ていただくとかいうようなことであれば、これは
もう極めて限定的な支援にしかならないというこ
とでございます。また、自衛隊の持ちます、何と
言つたつ、自己完結性とか、そういうような
機能も持つていないというようなことも考えます
と、今、だからこそ逆に言えば自衛隊に出ていつ
て活動してほしいというように考えて自然ではな
いでしょうか。

ただ、再三というか、もう何十度も繰り返して
おりますけれども、よしんば自衛隊が出たとしま
しても、これは安全な地域における活動というこ
とでなければできないのでありますので、その点
は、この法案が通りますれば、大規模な調査団を
派遣して、十分精査して、そして活動の本身を
して規模それから時期、そういうことを決定して
いかなければいけない、そういうことでございま
すので、是非この法案は御理解の上にお通しいた
だきたいというように思っておりますのでござい
ます。

○齋藤勤君 法案では国会承認ではございません。国会承認、事前承認ではないですね、この法案では、これは、今撤回しろとも撤回、再度私は前回どおり指摘しましたけれども、そういう意思はないということですが、これも積極的にシビリアンコントロールという、これ防衛庁長官のお話で、私は、後ほどまたシビリアンコントロールの点で別な角度からお話しさせていただくつもりですけれども。

この国会の責務というのを、調査をして、そして、いっとういうふうにして派遣をするかということでお決めになるんではないけれども、国会とのかかわりということについて、積極的に政府の方から立法府、議会の方に求めてくるという姿勢というのがあった方がいいんじゃないか、あるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(福田康夫君) この法案におきまして、これも再三お答えしておりますが、基本的な枠組みというものは明確になっております。今一番危惧されていることについて、特に安全性の問題とか武力行使との関係とかいったようなことについてはこの法律の中でしっかりと定義されておりますので、その枠組みがはつきりすれば、その中で行う行動については、これはそういう前提の中での行動だということにおいて御理解いただけるのではないかと考えております。

○齋藤勤君 いや、今回のずつとやり取りを聞いていても、先ほど冒頭、私は、国連軍列についての銃撃戦があり、そういう現地の状況というのが、我が国が主體的に調査能力がないままずつと推移をしてきて、今回の法案のやり取りを聞いていても、現状と全くかみ合わないまま国会の議論というのは進んでいるんですよ、国会の議論というのは。

これは、自衛隊員の生命ももちろん大切です。私は、第一義的に生命というのは考えなくては行けない。政治というのは、国民の生命、財産ですから、守るということについて、これはまた私たちは政府として国内外の、私たちは国際的な役割

という中で私たち自身の方向というのを決めていくわけですから、立法府としての私はむしろ責任が果たせない今の法案だと思えますよ、これは。立法府としての責任が果たせない法案だと思えますよ。

言葉を拝借させていただきますが、尾辻議員は、慌てて行くことがないではないかと、こういう質問の中で、このことについては、与党と政府ですからあえて政府に答弁求めておりませんでしただけども、慌てて行くことがないではないかというところで、これは答弁は、もう一度、再度、私も同じ気持ちなんですけれども、調査をしますとかいうことだからそういうことなんですとよということも分からないけれども、明確に答弁していただけますか、これ。

○国務大臣(福田康夫君) 先ほど私から答弁申し上げましたけれども、調査を行い、そしてその時期も含めて結論を出していくことになりまして、今、慌てて行くのではないという御指摘ございましたけれども、決して慌てて行かなければいけないということではありません。しかし、それは思いはできるだけ早く復興支援に乗り出したいという思いはあったとしても、しかしこの法律の枠組みというものを崩すわけにいかないという大前提がございますから、ですからその大前提をこなしただ上で時期をどうするか、こういう問題になるわけでありまして。

○齋藤勤君 立法府としてのかかわり方についてはどう思いますか。立法府としての、先ほど私が言いました国会としての、これから基本計画出てくる、そして今いろいろ調査をしていくということについて、事前に国会で議論をしていくということについてこの法案ではいわゆる事前承認になつていないわけですから、このことについて政府としていかがですか。

○国務大臣(福田康夫君) これは、この法案の第六条にございますとおり、自衛隊の部隊等が実施する対応措置については、対応措置を開始した日から二十日以内に国会に付議すると、そしてこの措置の実施について国会の承認を求めなければならぬと、こういうことになっております。これは、この承認がなされないというふうなときには、速やかに当該対応措置を終了させなければならぬという、こういうことになっておりますので、これでもって国会の関与というのは十分にあるというように考えております。

○齋藤勤君 全くそのことについては見解を異にするというふうに思います。一度法案を出したらそのままだと、何でもかんでも通すんだという私は姿勢にしか見えません。大変残念でございます。

大変今日は短時間です。外務大臣、端的にお伺いしたいと思いますが、WMD、大量破壊兵器、発見される、発見されると思っておりますか。

○国務大臣(川口順子君) 前にも御説明をいたしましたけれども、いろいろな項目について、イラクは、前に使ったという、イラク自ら持っているということも含めて申告をしているわけですね。それが今まではつきりどうなつたか分かっていない部分があるということでありまして。ですから、今千三百人ぐらいの人を投じて調査をしているわけでございます。私としては、大量破壊兵器そのものは、それが査察団に対して言わないで廃棄をした証拠か、何らかのそのものがいづれ見付かることになるであろうというふうには思っております。いづれにしても、今の調査の状況については注視をしていきたいと考えています。

○齋藤勤君 見付かるだろうと思つていて、見付かるだろうと思つていて、見付からないと、今申し上げた大量破壊兵器そのもの、あるいはそれを隠匿をした証拠、あるいは黙って査察団に言わないで廃棄をした証拠、何らかのものが見付からないということは想定し難いというふうに考えています。

○齋藤勤君 見付からないというのは想定しないということですか、はつきりちよつと云つてください。

○国務大臣(川口順子君) それらのものが見付からないということは想定し難いというふうに思っているということです。

○齋藤勤君 ということは発見されるということでしょう、発見されるということなんでしょう。

○国務大臣(川口順子君) そういったものが見付かるであろうというふうに考えているということですが。

○齋藤勤君 今、イギリス議会やアメリカ議会、いろいろ二ジョールからのウランをめぐる問題で大変な状況になっていまして、過日帰られましたブレア首相も、イギリス議会とのこれはかなり大変な対応になると思えますし、アメリカの方、議会、大変だと思えます、真相について。

いろいろな角度あり、これは私は大量破壊兵器あったことは認めます、私は、イラクに。これ実際、査察がして、つい最近まで査察をしていたわけですから。それで、おおむね九〇%、九五%の、大体、あったものというより、大体それについては解決して、あと数%があるということについて、これはいろいろやり取りがあったわけですから、これは別になかつたなんということを私は申し上げるつもりはありません。

問題は、武力行使に至る対応の問題だったのかどうかということが、今回、実はブッシュ演説等から始まつていくわけですね。ブッシュ演説等、そんな国連をめぐる舞台があつた。

外務大臣、フランスですね、フランス。フランスは、これは様々な、その後、これはずつと検証していかなきやならないと思えますが、フランスに対する、最後、今、もう武力行使をして、武力行使以降の復興とか、そういう事態であります。ついで先日の話ですけれども、国連を舞台にして、フランスというのは最終的に拒否権は発動しない、フランスというのは何とかいわれるNATOの枠組みの中で大体アメリカと賛同する、ある

いはうなずとか、そういう見方を日本の外務省というのはずと見ていたんですか。

フランス政府の、武力行使に対する、以前、国連の、アメリカが武力行使、武力行使と言いましたよね、アメリカがずっと。それで、いわゆる武力行使というのは、まだ十分な査察を継続すべきだというのが私はおおむねの、大方の国際世論だったというふうに思いますが、新たな国連決議も必要だという、こういう様々な各国がございました。

いわゆるアメリカ・フランス、アメリカ・イギリスとかドイツとかいろいろありますが、フランスの今度のイラクをめぐる問題について私は誤算があったんじゃないかということで、今の時点ではないですよ、過去にさかのぼってお話しさせていただいているんですけども、このことについて、長くお話しされると後の時間なくなるんですけども、フランスとのかかわり方についての見方について外務省としてどういうふうにとらえているのかということについてお尋ねしたいというふうに思います。

○国務大臣(川口順子君) これは、そこに至る過程で、当然、外務省としてフランスとはコンタクトを緊密に取っていました。私自身も、ドミニク・ドビルパン外務大臣と電話でお話もしましたし、それから在京の大使ともお電話でお話をしていきます。

それで、フランスとそれから英米の考え方の違いというのは、基本的に査察の有効性をめぐって意見が異なっただけのことであるというふうに思います。フランスと英米と最終的に一致をした形にならなかったということについては残念だと思っております。

○齋藤勲君 私、きちんとした事前通告をしておりませんから唐突だったかも知れませんが、武力行使にこれやっぱ踏み切るということについて最後まで拒み続けてきたと思います。いろいろな私はそれぞれの国々は利害があると思います。いろいろな様々な考え方があったと思いますが、一

つ私は、フランスというのは、もう一つ確かに、我々は、アメリカ国民、国内にいる人間として、九・一一のあの惨状についてもつとある意味では脳裏にたたき込まなきゃいけないというのはアメリカに対してあるかも知れません。

一方、フランスにとりまして、私は、過日、私の同僚の佐藤道夫議員もお話ししておりましたけれども、このいわゆる推定無罪原則、推定無罪原則というこういう、日本でも、人権宣言にありまして、すべての人は有罪と宣告されるまでは無罪と拒否をされる。この推定無罪原則ということについて、とりわけ私は、フランス人というのは二百年前に人権宣言というのは発信をした。言ってみればこの共和国の価値規範として、これは現在の法体系の根本を支えるということで私は原点としてずっと持ち続けているんじゃないかというのを、私はなぜフランスというのはずと拒み続けてきたんだらうということについて、いろいろな国益の考え方あつても、そういうところにあると。

武力行使に踏み切る踏み切れないということについては、大量破壊兵器の問題、可能性、いろいろな、グレーゾーンであつたかも知れない、しかし、踏み切るか踏み切らないかについては、徹底的な私は査察というのをすべきだったということについて、このフランスの人たちというのはそういうところの何か原点があつたんじゃないかというふうな思いまして、実は紹介をさせて、改めて実は紹介をさせていただいてるところであります。

なぜ今そういうようなことをお話をさせていたのだとすれば、このフランスのシラク大統領、ドイツのシュレーダーですが、アメリカのブッシュ大統領、今、先ほど来いろいろありますが、これは文民、シビリアンの部分だと思つて、大統領の命令に従いましてアメリカの軍隊が行き、そして今、様々な人道支援、復興支援でいろいろ、他国のいろいろな支援を行くと思うんですが、我が国は今この法律をこの国会で審議をしている。小泉総理大

臣が支持しますところ、私は、いろいろな様々な国々の分析の中に、フランスというのは最終的には拒否権なんか発動しない、フランスというのは最終的にアメリカに支持してくれるのではないかと、そういう見通しがあつたというのを、その後検証が様々な聞いている中であります。

これも一つ、たまたまそういった中で、外務省というのは、この武力行使に踏み切る踏み切らないということについて、適切に官邸や指導者に対して、小泉総理、政府にきちんと物を言ってきたんだらうかということが一つ実は気になります。

過日、私は予算委員会、今度イラク新法が提案されるだらうというときに、外務省がどうしても自衛隊を出せ自衛隊を出せ、防衛庁の方は嫌だ、嫌だ、いや、そうじゃなかったのかどうかは別に言っていただけばあれなんですけれども、これは、そういう政府内の私は正しい情報と分析と、いうのをきちんとされてきたんでしょかと言えりませんけれども、非常に気になる点であります、これは。

今回のイラク特別措置法が、是非私は、シビリアンと、シビリアンとずっとおっしゃるけれども、危険極まりないという言葉になりますと、むざむざという言葉を尾辻さんは言われましたけれども、むざむざに私はなつていくふうになります。ここで何としても踏みとどまらなければいけません。我々が国はやっぱり武力行使を紛争の解決の手段としない。武力行使を紛争の解決の手段としない、これが国是です。政府は、ずっと憲法の枠内、憲法の枠内と、そう力説をされていますけれども、それから今回の法案の提案もずっとそうです。

いろいろイラクの国内の状況とか、私たち野党だとか、いろいろやり取りを聞くと、最初の提案の時点からどんだん後退をしてくているような、私は、答弁をしておりますから、いや、これはどうもこの法案というのは無理があつたのではないかと、いうふうに政府は思われているので

はないかというふうには思っております。法案そのものがもう武力行使を紛争の解決の手段としないという国是から逸脱している私は法案であつて、したがって、いや、これ首かしげないでください、私というふうには見えませんよ、これ。

この前、榛葉委員が委員長にもお話ししましたが、公聴会をイラクで、バグダッドでやられたらどうですかと、そういう提案をされました。今、この法案をアラビア語とか何か、あるいは英語でも、すべてイラクの国民の方々に説明したら、どういうふうな日本政府は考えているんだらうかというふうなことで、幾ら官房長官や防衛庁長官が説明したって通用しませんよ。もう今訓練をして、すぐにでも制服を着た自衛隊が日の丸を付けて、治安にあるいは復興に来るんじゃないかというふうな受け取られますよ、これは。そう思いませんか。

ちよつと長々と、余り時間が今日ないもんでから、一方的に話をしておりますけれども。

○国務大臣(石破茂君) そうは思いません。ただ、委員のおっしゃること、お気持ちとしては、私はそういうお気持ちを持つていらつしやる方がたくさんおられるということをご否定はいたしません。そのことについて、私もどもどもとときちゃんと説明責任を果たしていかなければいけないと思っております。

ただ、憲法に禁止されておる武力の行使ということは絶対にしないのです。それはいたしません。その点にはきちんとした歯止めを幾重にも掛けてございます。そして、自衛官の安全確保についても法文上あるいは部隊行動基準の上できちんといたしますし、そして訓練をきちんと積み重ねれば、それは文書の上で幾らきちんとしたつて、それはもう回避できるものではありません。そういうようなお気持ち、委員のお気持ちにきちんとこたえるのが我々政府の責任であると、私はそのように認識をしております。

○齋藤勲君 先ほどのフランスの例は、引用した

例がちよつと時間がないんでちゃんと、何か自分の頭の中で発言をしたなということで大変今、申し訳なく思っておりますが。

ずつと私は、今回のイラクの武力行使を踏み切るアメリカの対応、そして国連をめぐる様々な各国とのやり取りをめぐることで、それぞれそれぞれ国の考え方であっても、私はフランスというのは、別に特別フランス、フランスと言うつもりはありませんが、とりわけ我が国自体もこの人権宣言にベースにした私たちは法体系を持ちながらずつと来ているというふうな思いながら、大量破壊兵器の問題を含めて実は指摘をさせていただきました。そして、シビリアンコントロールの部分もそうです。

一点だけ、あと若林さんの後もずつと時間なくなつちやうて申し訳ないんですけども、一つだけ聞いて終わりにします、これ。

クウェート等と地位協定という話がございいます、報道出ました。これ、前回やり取りしようと思つたんです。これは、クウェートはかも予定をしているんですか。具体的にどの程度進んでいるんですか。これ、一、二聞いて終わりにします。

○政府参考人(面田恒夫君) 地位協定等につきまして、法案が成立した時点には、かつ具体的な任務が決まりまして自衛隊を派遣する場合には自衛隊の法的な地位というものを確保する必要があるというふうな考えておりますが、現在の時点で具体的に国名を特定しましてその国と話し始めているというところはございません。

○齋藤勤君 ちよつと、具体的にどここの国から要請があつて、もう進んでいて、いつ結ぶとかそういうこと、具体的事実を教えてください。

○政府参考人(面田恒夫君) ただいまお答えいたしましたように、具体的に特定の国から地位協定を結びたいと、あるいはそのような枠組みを作りたいという話はまだ来ておりません。

○齋藤勤君 そうすると、面田さん、一切、様々報道が出ているのはガセネタ、全くの、誤報。

○政府参考人(面田恒夫君) 種々の報道が出てい

るのは御指摘のとおりよく承知しております。それで、私たちが事務レベルで、一般的にあり得るものとしてどういふような国があるかということであるという頭の体操をしているということに、当該の国から具体的に要請があり、それに基づいて話をしているところはございません。

○齋藤勤君 委員長、時間なくなつてこれで終わりますけれども、きちんとやってくさいよ、外交なんですから。これは、きちんと情報はいくらも出してくださいます。別に地位協定そのものが何か、戦争でも何でもありません、別に、終わります。

○若林秀樹君 民主党・新緑風会の若林でございます。参議院で審議始まりまして大分たちますけれども、与党側からも桜井委員から様々な法案に関する指摘があり、今日また尾辻委員から例えば言葉のごまかしがあるという表現をされておりましたけれども、問題点の指摘とか気持ちというのは私はほとんど変わらないうんじやないかなという感じはしています。

ただ、私はやはり立法府として責任が持てるかどうかということに言えば、私は今回の法案はやはりいろいろな無理があるんじゃないかということとございいます。恐らくそれは与党の方からも、皆さん方も気持ちにはかなりあるんじゃないかと。その立場の違いというのはもちろんあるのは分かっていますけれども、改めてその点を指摘し、私はやはり勇気ある撤退もいふのではないかと、仕切り直して改めてやはり自衛隊の派遣の在り方を議論することも必要ではないかなという感じはしております。

まず、援助の理念ということについてお伺いしたいんです。

川口大臣にお伺いしたいと思つても、私もイラクへ行きまして、六月はベトナムとカンボジアの田舎に行つてきました。本当にやはり貧困です。水もない、電気もない、トイレはない。

イラクはまだあるんです。もつともつと貧しい国はあるんですけども、なぜ今イラクへ行つて人道復興援助をしなきゃいけないかということについて、これは正解がある質問ではありませぬので、率直に自由にお答えいただければと思います。

○国務大臣(川口順子君) イラク、カンボジア、ベトナムというふうにおつしやられました。我が国が決まった援助のための財源をもつてどの国にどれぐらい援助をするかというのはいつも物すごく難しい問題です。例えばカンボジア、ベトナムというこの重要性からいえば、ASEANの中からはこれらの二国に支援をすることは非常に大事であるということなんです。

同時に、イラクについても非常に重要でございまして、これは申すまでもなく、中東の平和と安定ということとイラクの復興というのは密接に結び付いている。イラクの復興なくしては中東の平和と安定はないわけなんです。中東の平和と安定の我が国に対する重要度というのは、石油の依存度というのを考えてももうこれは非常に明快だと思つています。

それからもう一つ、人道的に非常に苦しんでいる人々に対して我が国として支援の手を差し伸べるということも、これも多くの日本人が納得をしておられることであると思つています。我が国としては、イラクをやつてほかの国にやらないということではなくて、我が国の全体の国益なり物の考え方を踏まえて必要とすることに必要な支援をしていく、それが具体的に幾らかということについては常に悩みながら決定をしているということなんです。

○若林秀樹君 本日に世界には、もう水はない、電気はないで当たり前で、もつともつとやっぱり貧しい国はあるんです。これは現実的に。しかし、なぜ今、私なりに理解すると、やはりイラクというのは、ある程度近代化が進みますとその時点でもう生活力がなくなつちやうなんです。今、前提に、水がない、電気がない生活ができなく

なっている。そうすると、やっぱり社会的な混乱を及ぼして大変な状況になるというのが私は一つの理由としてあるんじゃないかなというふうに思つています。それに対してやっぱり復興援助をするということは、それはそれなりに意味があるんじゃないかなというふうに思つているところでございます。

本法案、繰り返したかと言われるかもしれませんが、やはり私は、今回の法案の組立て方というのはイラクの実態を、目を覆つて無理やり組み立てているなという感じは私は今でも思つているところです。それが先ほどいみじくも言葉のごまかしといったお話にありましたように、私は今でもそう思つているところでございます。

例えば、戦間地域、非戦間地域という言葉に対して、言い方が少しずつ微妙に変わつてこれらで改めてお伺いしますけれども、非戦間地域、戦間地域というのは地理的な概念ではない、色分けできるものじゃないというふうにおつしやつていましたけれども、一応それ、そういう確認をさせていただきます。

○国務大臣(石破茂君) 憲法上の要請を制度的に担保するための概念でございます。

○若林秀樹君 ですから、地理的な概念ではないということですから、それはもう先ほど来ずつと答弁されていますから、一応そういう理解で。

○国務大臣(石破茂君) おつしやるとおりです。ですから、これを非戦間地域、これは違ふというふうな明確に色分けをするという性質のものでは全くありません。

○若林秀樹君 ただ、現実的には、非戦間地域において要件を満たしてそこで実施区域を決めるということですから、正にこれは物理的、地理的な概念なんです。これは、ですから、そこはやっぱり矛盾しているんじゃないですか。

○国務大臣(石破茂君) 矛盾してない、してない。

○若林秀樹君 いや、私はしてないと思つていますよ。

○国務大臣(石破茂君) それはおっしゃるとおりでございます。実際に指定する、実施区域というのは明確に指定するわけです。ここからこまめという、指定するわけですよ。だから、実施する区域の範囲とは違う概念なのです。それを指定しますから、それは地理的概念です。しかし、その地域は非戦闘地域でなければならぬというのが憲法上の要請であり、それを条文中担保しているということなのです。

結果として地理的な概念になります。しかしながら、それはそういう地域でなければならぬというものを申し上げているわけであって、ここは本筋に説明が難しいところなのですが、しかし、イラクをここが戦闘地域、非戦闘地域と分けるものではないという一点は御理解をいただけたと思います。そして、非戦闘地域で行わなければならないということも御理解をいただけたと思います。そして、実際に実施区域を定めます行為は地理的な概念を設定するものでございしますが、それは非戦闘地域という要件を満足したところで行わなければならないという説明になるわけでございます。そして、そのところに公的な概念と地理的な概念が一致を見るわけでございます。結果として。

○若林秀樹君 私は、はっきり言ってこの議論を国民の方が聞いてもやっぱり分からない議論ではないかなというふうに思っております。やはり、非戦闘地域、いわゆる戦闘行為が行われていない地域を区画、ある程度決めてやるわけですから、これは正しく地理的な概念です。

もうこれ以上言っても議論は深まらないと思いますけれども、本来、私ここで質問やめてもいいぐらいの私、気持ちはあるんですけども、続けたいというふうに思いますが、いずれにせよ、やっぱり自己矛盾の法理論じゃないかなという感じはしているわけです。例えば、自転車しか走っていないところ、車の法律を作った規制をする、法律上問題ないだろうという、それぐらい私はやはり違いがあるんじゃないかなという感じはしているわけでございますから、法の存在の根拠その

ものがやっぱり問われているんじゃないか。私は、やはり今の実態を見たときに、どういふことがあるべき姿なんだということを前提で私は今回の法律は進んでいないんですよ。

ですから、例えば今回の、官房長官にお伺いしたいんですけども、様々な議論で恒久法の必要性とかあるいは武器の使用基準、緩和した方がいいんじゃないかという議論が出ていますよね。むしろ議員の方が先に意識は進んでいないんじゃないですか。政府は、法を軽くしようと思つて通そうと思つたのかも知れませんが、その辺、どんなふうに御感想をお持ちでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) 議員の方が進んでおられるというお話ございました。

それは、私もこの議論を始めまして、そして実はびっくりしたところもあるんです。と申しますのは、国際平和協力について積極的に我が国として取り組んでいこうという、そういう考え方を多くの議員の方々が持ち持っていると、これはもう衆参問わずでございます。そういうことで、私、そのことについてそういうことが遅れているとか進んでいるとかいう話ではないんだらうというふうに思っております。

政府としても、恒久法の整備につきましまして、例の国際平和協力懇談会報告書がございまして、これを下敷きにしているのと考えていこうというように思っておりますけれども、この懇談会自身が、昨年の総理が五月にシドニーでスピーチをした、その中に触れておりまして、総理が東ティモールに行きましてPKOの活動、我が国の七百人出動して今東ティモールで活躍しておりますけれども、その姿を見て、シドニーで国際平和協力の重要性というものを再認識してスピーチの中に取り込んだ。そして、その後、直ちに明石さんに懇談会をまとめていただくというように形をお願いをしたということでございまして、今年の初めの総理の施政方針にもこのことは触れております。

ですから、進んでいるといえれば小泉総理が一番

進んでいたかもしれないという感じがございまして、そういうことはともかくとして、私はこのことは大変大事なことであり、そしてまた我が国の今後の対外活動というか、国際的な対外活動において一つの指針を持つべきだということに思っていますので、是非このことについて今後も引き続き有意義な御議論をお願いしたいというふうに思っております。

それから、武器使用の緩和なんという話もございまして、これも割合積極的なお話でございます。しかし、これは、今回はこの法案で治安維持というような活動を行うというわけではございませぬ。その活動する地域を隊員の安全を第一に考えながら適切に設定していくことなどに加えまして、携行するその武器の種類、そして部隊の運用、これにつきまして現地の情勢とか実施する業務の内容等を踏まえて対応するというところでございまして、この法案の武器使用権限で十分対応できるものであるというふうに考えておるところでございます。

○若林秀樹君 報道等によると、早速もう恒久法の話が、枠組みができ上がったような話もありまして、今回のいろいろな議論に後押しされて慌ててまたやり出したんではないかなという感じが、皆さんそれぞれ立場ある、責任ある議員ですから、それなりのことを考えながらやっぱり議論をしていけば当然こういう考えが出るというのは私は当然のことではないかなと。私はやっぱりむしろ進んでいたんではないかという意識を持っています。

その上で、ちよつと時間がありませんので角度を変えてお伺いしたいんですけども、今回の自衛隊は安保理決議のつとめて派遣をされるという部分もあるかなという感じはしますけれども、安保理決議の一四八三の部分にもその治安の安定、加盟国に求めるというような話があったかというふうにも思います。その上で、仮に自衛隊が派遣されるとしたら、UNのキャップをかぶって、

あるいはUNのマークを付けてC130を飛ばすということ。これは今回の安保理決議からの流れからいえば可能なかどうか、その辺についてお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(川口順子君) これは、お答えは可能ではないということですよ。国連の統括の下に行われる活動ではないわけですね、これは。ですから、その国連の、UNのつた例えばヘルメットを付ける、そういうようなことは適当ではない、不適当であるというふうに考えます。

○若林秀樹君 安保理決議のつとめても国連の管轄下において動いている活動ではないということ、それはできないという理解でありますか。はい、分かりました、そういうことで理解します。本法案が成立しないと、現行法による文民の復興支援で支障を来すことって何かありますでしょうか。官房長官、もしよろしければお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(福田康夫君) 現行法で文民の復興支援ということで、それは可能であります。

しかし、これは現在、この今お願いしている法律が通りますと、例えば外務省の設置法のような現行法で対応するというところでございまして、そうしますと幅広い復興支援を行うということは困難ではなからうかと思ひます。

それは、設置法では員数の問題とか、それから適切な人材がいるかどうかということもございまして、困難ではなからうかというふうに思っております。もしこの法案が通れば、内閣府本府が広く国民の中から官民間問わず人材を集めて、そしてイラクに派遣すると、こういうことになるわけでございます。この制度が必要であるということになります。

○若林秀樹君 今、唯一挙げられたのは、幅広い人材を集められるという話がありましたけれども、それは現行法の支援の枠組みの中でもいろいろな幅広い人材はこれは集められるわけですし、何がその集められないかというのはちよつと分からないんですが、もう一回ちよつと御答弁願えます

でしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) 各省の設置法でいきま
すと、やはり員数の限界がありますよね、まず。
その中でもつて異動するわけですから、今の仕事
に影響するということもありましょし、また、
専門家というのが役所にいるのかどうかというこ
ともあります。もちろん、いれば行っていただく
ということになりますけれども、そうでない専門
家もたくさんいるんだらう、そういう場合には民
間からお願ひをするということもあろうかと思ひ
ます。

要するに、員数の問題と、それから人材、要す
るに規模、広がり、現行の法律ではなかなか難し
いのではないかと判断をいたしております。

○若林秀樹君 これまた員数の問題といひますけ
れども、今でも現実には様々なところに派遣をし
ているわけですし、専門家もJICAだけじゃな
くていろんなところから求めてやっていますか
ら、私はそれは説得ある話ではないというふうに
思ひます。

時間がありませんで、先の質問に入りたいとい
思ひますけれども、アメリカからの支援二一三とい
うことで、具体的な行動の要請がなかったとい
うようなお話もありましたけれども、今回、当初
は空港付近での浄水活動があったということで、
これは与党の派遣団の二一三からもそういう御報
告があったというふうになっておりますけれども、
今回、バラドにおける要請があったということに
対しまして、具体的なその中身について差し支え
なければお教えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(川口順子君) バラドで給水支援をと
いう話がアメリカからあったという報道、これは
私も読んでおります。自衛隊の活動地域あるいは
活動内容等について米國から具体的な要請、これ
は受けてはおりません。

○若林秀樹君 そうですか。それであつたら、何
で官房長官はあの時点でそういう要請はないと否
定されなかったのか。その地域は危険だからま
ずいというようなお話もされたように報道では

伺っているんですけれども。

○国務大臣(福田康夫君) 私は、それはそういう
具体的な話があるということでは聞いておりませ
ん。具体的には情報交換でいろいろあるでしょ
う、常時やっているわけですから。地名が出て
あそこはどうか、ここはどうかといった話があ
る、そのうちの二つだと思ひます。ですから、
私はそういうように記者会見でも言ったと思つ
て、記憶いたしております。

ただ同時に、別の情報で、あの地域では危険性
があるというのは聞いておりましたから、それは
危険が伴う地域であればなかなか難しいだろうな
という話をしただけの話でございます。

○若林秀樹君 じゃ、要請はなかったというこ
ろで、これから自衛隊としてはどこで活用する
かということではこれからの調査の中でやったり
していくということですから、お伺ひしたかつたの
は、別に米軍のためだけになくて民間人に対す
る水の供給というのがありますから、様々な視点
での調査も必要ではないかなという感じはしたと
ころであります。

戦間地域云々という話がありましたけれども、
最近聞かれるのは組織的なゲリラ戦に入りつつあ
るというお話もありまして、ラムズフェルド長官
もこれは組織的な行動であるということを確認さ
るを得ないということがありましたが、ゲリラ戦
というのは石破長官がおっしゃる四項目の評価で
すよね、組織性、継続性、計画性、国際性に当た
るんではないかというふうに思ひますが、いかが
でしょうか。

○国務大臣(石破茂君) ゲリラ戦とは何だろう
かというところでございますが、これは要するに勝
手な定義を作つて議論しても仕方ありませんの
で、一応これは米國国防総省の定義で申します
つまり、アビザイドがそう言っているわけです
から。どういふことになるかと言ひますと、主に
地勢力によつて敵支配地若しくは紛争地域にお
いて不正規に実施される軍事的、準軍事的作戦。
直訳調ですけれども、そんな感じになります。

これをどう考えるんだということですが、主に
現地勢力によつてということになると、これは国
際性という点から見てどうなんだろうねというこ
とになるだろうと思ひます。不正規にというの
をどう考えるか、あるいは軍事的、しかしながら
軍事的、準軍事的作戦なんだからこれは組織性、計
画性、継続性、継続性、この四つのうちの
一つでも欠けたら駄目なのかとか、そんな議論を
しても仕方ないわけでありまして、この四つの
うちの二つと二つでも満たす場合があつても、二
つしか満たさない場合があつても、これは国又は
國に準ずるものによる組織的、計画的なという評
価ができないというものではないと思ひます。

これはもう言葉の遊びというふうにおしかりを
いただくことを十分覚悟の上で申し上げますが、
それはやはりそのときとときにきちんと判断を
すべきもの、我が國が武力紛争の、国際的な武力
紛争の解決の手段として武力行使したというよ
うな評価を受けないということが重要であるとい
うふうにしております。言葉の遊びをするつも
りは全くございません。ただ、そういうものを考
えたときに、このゲリラの定義というものは、そ
れを満たす場合が排除されないというふうには
思ひます。

○若林秀樹君 いずれにせよ、ゲリラ戦であれば
そういうことは排除できないということですか
ら、ゲリラというのはどこでそういう場所が、ゲ
リラが、活動があるかどうか分からないわけだ
から、ある意味じゃ、またさらに最初の議論に戻
りますけれども、戦間地域、非戦間地域を分ける
ということ自体がもう難しいのかなというふう
に思ひます。

これはまた元の議論に入りますので、これ以上
しませんけれども、時間が参りましたので、ここ
で終わらせていただきますと思ひます。

○遠山清彦君 公明党の遠山でございます。

今、若林委員からもこのイラクの支援の今審議
してある法案については仕切り直しをしてはどう
かというお話もございましたけれども、私は、今
回の衆参両院での審議でいろいろ進展した、議論
の部分で進展した部分もあると思ひますし、新た
な課題として浮上した論点もあると思ひます。す
けれども、これは是非やはり恒久法の審議の中
でしっかりとやっていった方がいいんではないか
というふうにしております。

これは七月の十八日の日本の新聞でも報道され
ましたけれども、アメリカ政府の委託を受けたシ
ンクタンクであります戦略国際問題研究所がイ
ラクに最近十一日間行つて調査をしてきたと。その
内容が報告されていますが、簡単に言えば、イ
ラク復興の成否というのは今後十二か月間で決ま
ると、特にこれからの三か月間はイラクの国内の
要各都市で危機的状況にある治安の回復に死活的
意味があるということ、これから三か月間が非
常に死活的だと、それからまた今後一年間が大事
だということ。

私は、ここまで国会で審議を進めてきて、やは
りここで、この延長国会でしっかりと成立をさせ
ていかないと、日本が非常に一番イラク復興に大事
な時期に、何も、何もではないんですけれども、
関与が後れてしまふという意味では、やはりしつ
かりと参議院の方で通して、恒久法ができるとい
うことになればそこで改めて議論をしつかりと整
理をしていったらいいんではないかというふう
に思ひます。

いろんな論点がある出尽くしてきた感がありま
すけれども、私も今日ちょっと若干時間いただき
ましたので質問をさせていただきますと思ひま
す。

まず最初に、防衛庁長官にお伺ひいたします
が、先ほどちょっと若林委員からもあつたんです
が、同じような趣旨が、自衛隊が派遣された場合
の隊員の服装あるいは自衛隊が使用する車両につ
いて伺ひたいんです。

服装はいわゆる自衛隊員が通常着ている軍服というか迷彩服になっていくのか、また自衛隊の車両のデザインというものは日本で使っているものと同等なものであつて、例えば先ほど同僚委員からも指摘のあつた国連マークを付けること、これはあり得ないのかどうか、その点についてまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) まず、本法案に基づく自衛隊の活動につきましては、先ほど外務大臣からも答弁がございましたが、国連の統括の下に行われるわけではございません。したがって、国連のマークを付けて実施することは現在考えておりません。

では、何を着ていくのかねということですが、これまで人道的な国際救援活動で使用された自衛隊の車両には、例えば車ですが、日の丸のシールを張り付けたということもあります。今回の派遣につきましても、人の目に付きやすいところに大きな日の丸シールを付けるということも考えております。

これが、自衛官が活動しますときにどういうような服装であれば誤解というか誤認というか、されずに済むかという点を考えねばなりません。しかし、先ほどのUNのように詐称、偽称みたいなことをしてはいけないというのは当然のことでございます。加えて、現地で活動しやすいものということも考えねばなりません。そして、いやすくも実力組織でございますから、民間人と判断が付かないようなそういう者が武器の使用権限を持ち、武器を携行しということがあつてよいとも私は思いません。

そういうことを勘案の上で、例えばイラクというか中東にお詳しい小池百合子自民党衆議院議員からも御提案をいただいております。何が一番良いのかということと議論をしなければいけないということで現在鋭意努力をしておるところでございます。結論はきちんと出します。

○遠山清彦君 今、正に小池議員のお話が出ましたけれども、私も小池議員が新聞に投稿されてい

るのを読みました。

それで、小池議員だけではないと思いますけれども、現地情勢に詳しい人の中には、今回、自衛隊、行くとしても、人道復興支援目的の非戦闘部隊であるわけだから迷彩服は着ない方がいいというような具体的な提言が実際にあつていくわけですね。私も、自衛隊員がジーンズにTシャツでやれとは、これはちよつと問題だといふふうに思っておりますけれども、迷彩服を着るだけでゲリラ攻撃の標的になるといふことが明らかになれば、やはりほかに何かやり方がないかしらかり考る必要性は政府はあるんじゃないかといふふうに思っております。

それから、先ほど来、国連のUNマークを付けることは無理なんではないかというお話で、私もそれは一定の議論として分かるんですが、先日、私が直接お会いしたある国連機関である程度の立場で働いている邦人の職員の方も、実は同様なことを私におつしやっていたんですね。つまり、自衛隊の車両にUNのマーク付けられないのかと。

た、現在は、確かに国連決議一四八三でもCPAが基本的には占領当局といふふうなレコグナイズされている状況ですので、そういう観点からいふと、やっぱり確かに政府側の答弁にあるようにおかしいのかなという思いも一方でありますが、他方、デモロ氏ですが、国連特別代表を国連が任命をして、今後CPAとどういう関係になつていくのか分かりませんが、やはり国連の代表者もイラクにいるという現状の中では若干話合ひの余地はあるんじゃないかなと、この点に關して、という点だけをちよつと私、指摘をさせていただいて、次の質問に行きたいと思ひます、時間も余りありませんので。

次の私の質問、またこれ防衛庁長官になりますけれども、これはもう私が申すまでもなく、イラクの現地に調査に行った国会議員のメンバーみんな感じていることだと思ひますけれども、やはりイラクでの活動環境は本当に厳しいと。気候だけでも四十五度から五十度という高温でして、私も

我が党の太田幹事長代行と一緒にイラクの難民、国内避難民キャンプを三十分、日差しの中で、炎天下で回りましたけれども、三十分だけでかなりはつきり言つてくらぐら来ました。これはもう恐らく自衛隊員でも同じようにつらいと思うんですね、炎天下で一時間、二時間作業した場合。

そこで、私が聞きたいのは、やはり現地への派遣期間というのはどれぐらいになるのか、まだ未定だと思ひますが、仮に一月、二月、三月以上ということと長期にこれなつてくると、やはり現地で任務に従事する自衛隊員の健康への配慮というのは非常に大きな課題として浮上してくるんじゃないかなと。宿营地がどういふところになるのかも全然決まっていないうわけですが、やはり高い気温に対する配慮には、宿营地では限界あるんじゃないかなといふふうに個人的に思つています。

いろんなアイデアがあつて、例えば他国の軍隊の中にはホテルシップといふんです、海の上にある程度設備が完備されたホテルシップみたいなのを完備して、現場で長期にわたつて働いてつらくなつた人はホテルシップに収容して静養させるというふうなことをローテーション組んでやっているとあるんですね。ただ、元自衛隊員の人に直接聞いたら、やっぱり自衛隊の持つていく艦船といふのは異常に暑いらしくて全然ホテルシップにならぬと、海上自衛隊の船は。そうしたら、民間からチャーターしなきゃいけないのかなとか、私の頭の中にもいろいろ混乱があるんですね、私も、これ、防衛庁長官として、仮に派遣がある程度の期間になつた場合に、隊員の健康に対してどういふ配慮をされようかとされているのか、お答えいただきたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) これはもう交代期間のお話ではございません、委員が御指摘のように、例えばカンボジアでもモザンビークでもゴランでも、PKOは六か月で交代をしていますが、そういうお話ではございません、委員が御指摘なのはその間にどうするんだというお話だと思います。

一つは、医官をきちんと派遣をして実際のヘルスのケアにきちんと努める、メンタルも含めてということとは当然ですが、あとはホテルシップというものができるのかどうかといふのは、実はもちろん法案がお認めいただくことを仮定しての話でございますが、いろんな議論はいたしております。確かに、テロ特措法に基づきまして何でイージス艦なのといったときに、そつちの方がカンプオブルだからという議論もいたしました。逆に言えば、DDHなぞといふのはエアコンがきちんと利かない、ああいうところでは、そうしますと、私どもが考えますとすれば「おおすみクラス」といふことになりましたが、それが一体どれぐらいのエアコンの性能があるものなのかどうなのか、そういうことも含めまして、やはりある程度の期間を置いて休養させませんとたないと思つています。それは、もたないといふのは、精神的にもそうですし、士気も下がります。肉体的にもそうです。先ほど、委員がジーンズにTシャツといふわけにもいかぬだろうといふお話がありました。それはやはりきちんとした服装をするわけがあります。そうでなければ防護の点からも問題がある場合もございますから。

今、手元でございますのは、平均気温が非常に高いと。七月で四十三・三度、八月で四十三・三度、九月でも四十度、十月でも三十三度。最高気温になりますと、八月が四十八・九度、九月が四十六・六度、十月でも四十一・六度みたいなお話でございますから、そのことはよく考えていきまさんと、士気も保持できないといふことになろうかと思つております。

○遠山清彦君 しつかりとまた検討をしていただいて、万全を期していただきたいと思ひます。次に、去る七月十日の質問で、私、長官に、イラクに自衛隊が派遣された際に、その活動目的や内容について、イラクの国民について幅広くかつ正確に理解してもらうために、現地の新聞等のメディアを活用して広報宣伝すべきじゃないかという提案をさせていただきました。その後、新聞の

報道で、七月十五日の説売であるとか昨日の朝日であるとかに、防衛庁としてイラクの新聞やラジオの広告、何か昨日の朝日には、テレビで、テレビ、ラジオによるCM放送まで検討しているというような話が出てきましたし、アラビア語のピラを防衛庁がもう配布する予定であるということもありました。

私も提言させていただいた側ですので歓迎をしているんですが、報道は必ずしも正しいとは限りませんので、ここで改めて防衛庁長官に、どのような広報宣伝活動というのを検討されているのか、防衛庁として今言えることを御答弁いただきたいと思っています。

○国務大臣(石破茂君) これは当庁だけでできることではございません。もちろん、外務省、内閣官房とも御相談をすることですが、何のために来たのだということがイラクの人々に理解されなければいけないんだということの必要性は、委員の御指摘を踏まえまして、私どもとしても真剣に議論をいたしたところでございます。

それは、実際に行ってみてからピラを作ったり、実際に行ってみてからテレビ会社に、テレビ会社があるかどうか知りませんが、お願いしたりということではなくて、基本計画というものを策定をした段階で、もちろん国会の御承認ということを踏まえた上での話でございしますが、そういうことを準備をするということは必要なことなのだろうと思います。

そのことが、日本は、もちろん安全確保支援活動もいたしますが、人道支援もやるんだということ、イラクにおいて日本人に対する感情がよいということも含めまして、誤解を招かず、そのことが本場にイラクの民心を安定させるような方向に行くためにこのようなことをその一環として考えております。

今後、こういう形がいいのではないかという御指摘があれば真剣に検討をいたしますので、是非よろしくお願いを申し上げます。

○遠山清彦君 分かりました。是非しっかりとこ

れもやっていただきたいと思います。

もう一点、十日の委員会では、長官と何度かエクスチェンジさせていただいて、武器使用に関する、特に自衛隊員が第三者によって誘拐、拉致された場合の武器使用について議論させていただいたわけでありまして、私の問題設定は、攻撃主体というのか、この誘拐、拉致をした主体が犯罪者あるいは犯罪集団と明確な場合に、この捜索を行った結果、現場性が発生をして、自己とともに所在するといういわゆる十七条の、この法案の十七条の要件に合致すれば武器使用の、武器の使用が可能ではないかという方向性の議論をさせていただいたというふうに理解をしておりますけれども、ちょうどその後、七月十五日ですが、閣議決定をされた、民主党の長妻衆議院議員に対する政府答弁ですね、これは新聞に大きく、自衛隊の誘拐、拉致の場合も武器使用可能というように見出しで出たわけでありまして、これについて一点確認をしたいんですけれども、これは防衛庁として、いわゆる自衛隊の誘拐がなされた場合に捜索をして、そして捜索の先で当該隊員を発見した場合には武器使用することは全く排除されないという見解を正式に示したということとよろしいでしょうか。これ、確認になりますけれども。

○国務大臣(石破茂君) おおむねそういう御理解でよろしいと思います。ただ、奪還ということを目的として行動するということはないということでございます。それは委員との先般のやり取りの中でも、それは結果としてそうなるんじゃないかという御指摘もいただきました。それは結果としてそうなることもあり得ます。しかし、最初から武器行使、武器の行使を前提として行くということではなくて、やはり私どもは、部隊の維持管理の観点からして、そこへ捜索に行く、説得をし、要請をし、そこで武器使用、十七条の要件を充足する場面が出れば、という構成に変わりはございません。

これ、じゃ、何で奪還と入れられないんだという話になります。それは武器使用を前提としてそれをインクルードした形で、そういうような条文的構成はかなり難しいかという判断をしておるのでございます。

○遠山清彦君 分かりました。それで、あと、私聞きたいの何点かあるんですが、この今審議している法案には文民派遣の規定もあるわけでありまして、こういう文民で派遣をされたイラク復興支援職員が誘拐、拉致された場合には自衛隊はどういう対応を取られるのか、お聞きをしたいと思っています。

○国務大臣(石破茂君) 基本的に文民と自衛官が活動する地域は異なるということは委員よく御理解をいただいております。つまり自衛官は、安全なところではありますけれども、その安全度が、安全なところではありますけれども、再三答弁申し上げておりますように、自衛官にとつて安全なところというのと同じではない場合があり得る。むしろ、同じではないことが常態と思つていただいてもよろしいかと思っております。

同じところへ丸腰で訓練も受けていない文民が行くというの、これはかなりおかしい話でございますので、まず、ともに行動するということが余り想定をされないということを申し上げておきます。例えば、正に目の前でイラクの復興職員、文民が拉致され連れ去れるという場合、そして当該職員に危険が及ぶおそれがある場合には、本法案十七条の規定に基づきまして、自己とともに現場に所在するイラク復興支援職員を防衛するために武器を使用し、拉致を阻止するということは可能になります。これは、復興支援職員がどういう立場に立つかという、自己とともに現場に所在するイラク復興職員という立場に立つわけでございます。

仮に、捜索ができるかということについて申し上げれば、本法案に基づきまして、自衛隊の部隊

と同様の対応措置を実施する復興支援職員、例えて申しますと、自衛隊の部隊が輸送する食糧の配付に伴う業務を行っているとか、そういう場合でございます。自衛隊の対応措置と密接な関連を有する業務を行っているそのような職員であります場合には、自衛隊の部隊は当該職員の捜索や拉致した者に対する説得や交渉を行うことが考えられるということでございます。

そして、その場合に十七条の要件を満たせば、武器の使用ということがあり得るということになります。

○遠山清彦君 先ほど私が言及した答弁書では、NGO関係者の場合は誘拐された場合について明示されているわけですが、自衛隊の部隊等が当該NGO関係者の救出活動を行うことは予定をされてないというように書いてありますけれども、これはまあ端的に、どうしてなのか。法的にこれはできないのか、それとも、想定していないけれども、そういう事態をですね、しかし例えばそのNGOからそういう要請があった場合は、場合によっては対応することも可能なのか。

私がこの質問をする底流にあるのは、NGO関係者であっても日本人ですから、政府の側に邦人保護の義務という責務があると仮定した場合に、こうやってあらかじめNGO関係者の救出活動を行うことは予定されていないということを言ってしまうということは、言い切ってしまうということとは政治的に正しいのかどうか。

その辺も含めて、もし官房長官も何かあればお答えいただきたいと思いますが、取りあえず防衛庁長官にお聞きします。

○国務大臣(石破茂君) 邦人保護の義務、政府が負います邦人保護の義務につきましては、外務省からお答えをいただくのが適切であろうかと思っております。それを受けまして防衛庁として答弁をさせていただきます。

○国務大臣(川口順子君) 邦人の保護というのは外務省の非常に重要な仕事の一つでありますから、現地で大使館が、いらっしゃる邦人の方につ

いて居場所の確認をし、危険に関しては情報を流すという形で保護をしています。それから、万が一その方々に何かあった場合、これは外交的なチャンネルを通じて最大限のことをやっていくということです。

○国務大臣 石破茂君 基本的に、先ほどイラク復興支援職員のを申し上げました。これは、イラク支援復興職員、そしてまた我々の業務と密接な関連を持っている人という場合の答弁を申し上げます。それとNGOというのを同列に論じるということにはならないと思っています。

他方今、外務大臣から答弁がありました。ようなそういう邦人保護の義務というものを踏まえました上で、我々は何をすべきなのかということになるうかと思ひます。当然、現地の治安組織というものも動いておるわけでございますし、そしてまた英米がオーソリティーとしての立場を持つておるわけでございます。その場合に、そういうような組織と密接な連携を取りながら、自衛隊としてなすべきことを行うことになるということでございます。

法律に基づいて何ができるのかということになりますと、それは法律に基づいてできることとできないことがございます。私どもとしてそのことが、つまりＮＧＯの職員をきちんとした権限に基づいてこのような形という言い方で政府復興支援職員と全く同列でありますということを申し上げますことは、法的にはかなり困難かと存じます。

○遠山清彦君　まあこれはまだ自衛隊がいつどこにどれぐらいの規模で派遣されるか分かっていない段階ですので、これ以上議論することは余り意味がないと思っていますけれども、実際にもし、邦人に限らないといえば限らないんですけれども、NGO関係者と自衛隊のこの協調関係とかそういうものの在り方、これは、私も東ティモールに行ったときに非常にいい形で日本のNGOと自衛隊の方々が協力できるところを協力していた事例をこの目で見た者としては、またそういう

う段階になったときにいろいろと考えていた。だければなと思います。

防衛庁長官には、最後にお聞きしたいことが一つあります。

それは、私たまたま沖繩の琉球新報という新聞の七月十四日の夕刊でこれ知ったわけでありませうけれども、恐らく共同通信が配信した記事だと思ふんですが、防衛庁が特殊部隊をイラクに派遣することを検討をしているということがかなり具体的に書かれております。今年度内に特殊作戦群を千葉の習志野駐屯地に作るという話もあるんですが、それから西部方面隊直轄の普通科連隊の中にそういうテロ、ゲリラ対策の部隊があるというような記述もあって、そこからイラクに、やはりイラクが今非常に治安が悪いということを防衛庁が意識してこの特殊部隊を派遣するんじゃないかということが大きく出ているわけでありませうけれども、これは長官、事実ですか。

○国務大臣（石破茂君）　その前に、先ほどの答弁にちよつと追加をさせていただければ。

さっきのように答弁をいたしました。NGOは自衛隊としては知らないとか、そんなことを申し上げているわけではございません。その点は委員もよく御理解のことと思いますが、現地の治安当局あるいはオースリティー、自衛隊、それとよく緊密に連絡を取って、連携を取って行動したいということ。これを答弁をいたしましたので、ございます。

今の点に申し上げれば、そのような検討を始めたという事実はございません。それは、何が特殊部隊なのかということにもよりますが、ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処のための専門部隊である特殊作戦群、これは仮称ですが、あるいは島嶼部への侵略行為への対処等を行う西部方面隊普通科連隊、相浦にございますが、これを指すということであるとするならば、その方向で検討を始めたという事実はございません。

○遠山清彦君　最後、あと五分になりましたけれども、外務省にお聞きをいたします。イランの間

題です。

で、今日は天野審議官は出席されておりますか。——はい。天野審議官が実際に先日、七月十

九日ですか、十二日ですね、イランのテヘランに行つて、主にIAEAの追加議定書締結問題に關連をして協議を行つてきたということでありますけれども、外務省の報告書を読みますと、イラン政府側は、私も六月にイランに行つてこの話題で

話をしたら、やっぱり前向きに検討するで、今回も報道によるとそんな感じで終わったようなんで、すけれども、実際には、これ、やはりIAEAの追加議定書を締結するだけでは駄目で、締結をして、そして批准をして、そしてさらにそれを実施する手だてをイラン政府がしっかりと組んで、そ

してエルバラダイさん辺りとしつかりと合意した上で査察を行うというようなプロセス全体が実行されないという懸念が払拭されないんですが、この点も含めて、どういう感じだったのかお聞かせ願いたいと思います。協議が。

○政府参考人(天野之弥君) 　お答えいたします。

御指摘のとおり、七月十二日、イランに参りまして、日イラン軍縮・不拡散協議を行つてまいりました。十二日の協議では、軍縮・不拡散問題の全般にわたつて幅広い問題を取り上げましたが、特にイランの核問題については時間を割いて意見交換をいたしました。

イラン側は、IAEA事務局長報告で指摘された諸問題についてはIAEAと協力する、追加議定書については前向きに検討するが、検討の結果について今の時点で見通しを述べることはできないということを付けて加えておりました。

我が方からは、IAEAと完全に協力することによってIAEA事務局長報告で指摘された問題を是正すること、また、イランが高度な原子力活動を目指していることにかんがみ、IAEAの追加議定書を即時かつ無条件に締結し、締結というのは署名、批准、履行でございますけれども、完全に履行するように強く求めました。

イランの核問題をめぐりましては、我が国は唯一の被爆国という立場から、国際社会とともに強い懸念を共有しております。

イランの追加議定書批准の見通しにつきましてはお尋ねでございますが、今回の協議において、ただいま申しましたように前向きに検討するというお話はありましたが、明確な回答は得られませんので、今後の推移を見守っていく必要があると思います。

また、我が国といたしましては、この問題は我が国自身の問題として取り組み、引き続きイランが IAEA と完全に協力するとともに、IAEA 追加議定書の早期かつ無条件の締結及び完全な履行を通じて懸念を払拭するように求めていきたいと考えております。

○遠山清彦君　もう時間がなくなってきましたので、最後に一言、これは官房長官と外務大臣にこのイランに関して申し上げたいと思うんですが、先ほど外務大臣がおっしゃったように、今イランでは核開発の問題とそれからアザデガン油田の問題

題が、これは経済産業省もかかわってくる問題が二つありますが、これはもう政府に入っていると思います。私これイランの問題は今後非常に米
国あるいは英国を含めたヨーロッパ諸国との関係で悪化する可能性が大であると思っています。

それは、核の問題だけでなく、油田の問題だけでなく、テロリストをイランの国内で養成をしているんじゃないかという疑惑がかなり具体的な証拠も含めて今国際社会で論じられ始めております。それからもう一つは、イラクへの関与。イ

ではないかという疑惑も、これは欧米の新聞でもう報道されておりですが、浮上しています。ですから、アメリカ力が態度を硬化させているのは核が一番「プライオリティー」が高いと思います。その他の問題もあつて、私はイランの原子力

強い懸念を抱いております。これはこのまま放置しておくとなれば、国際社会の深刻な問題になります。

ねないということ、私は、ある意味、ある面、イラク以上に日本の国益にもダイレクトにかかわってくる国際関係の問題でもありますので、政府としては、遺漏なく打てる手は万全に今から打っていただきたいということを要望申し上げて、私の質問を終わります。

○委員長(松村龍二君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十分まで休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後一時十分開会

○委員長(松村龍二君) ただいまから外交防衛委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○吉岡吉典君 日本共産党の吉岡です。

まずお伺いしておきますけれども、政府の現地調査報告書は、四項目で「各国軍隊に期待される役割」という項目を設け、「自己完結的な能力を有する軍事組織の活動が果たす役割は不可欠」と、こういうふう述べております。

この法案で派遣しようとしている自衛隊というのは、この政府調査報告書でも言うところの各国の軍隊ということになりますか。

これはどなたですかね、官房長官ですか。

○国務大臣(福田康夫君) 政府の調査チームによる御指摘の現地調査報告、これは先月の下旬、内閣官房、防衛庁、外務省の担当が、イラクの国内において復興支援関係者との会談などを通じて、今後の我が国の貢献に関して参考となる事項について報告を行ったものでございます。

その中で、「各国軍隊に期待される役割」といたしましては、イラクにおける行政の体制確立、また基本的インフラの復興のために、自己完結的な能力を有する軍事組織の活動を果たす役割は不可欠であるというように記述されております。ま

た、そのほか、各国軍隊への期待は様々でございます。例えば、航空輸送、燃料、水などの物資の補給、交付、輸送調整、航空機による患者の空輸等のニーズがあるといったようなことが記述されております。

このうち、特に自己完結的な能力を有する軍事組織の活動が果たす役割は不可欠であるということについて、これ、もう少し申し上げれば、医療とかエネルギーなど社会のインフラが不十分でございまして、治安も良好でない地域もあるといったイラクの現状を踏まえれば、イラクの復興を支援するためには、軍事組織のように自己完結的な能力を有する組織による活動が不可欠であるということの意味するものでございます。

○吉岡吉典君 次に、既に尾辻議員からの質問ではっきりした問題ですが、再度、私、確認的に質問をしたいと思っております。

イラクの情勢というのは、法律上も実態的にも戦争は完全に終結していない状態、つまり戦争が終結していない事態だということが、先ほど防衛庁長官、お認めになったと思っております。

再確認したいと思いますが、長官、そう取ってよろしいですね。

○国務大臣(石破茂君) それは、イラクは日本の一・二倍の国土を持っております。バグダッドといつても東京全体の二・四倍の広さがあります。

それは、非戦闘地域でなければならぬという前提を置きまして、我々が活動できる地域というものがそこにおいて存在をするということを否定をいたすものでは決してございません。現地の調査等々におきまして、我々が活動できる地域というものがあるれば活動するのがこの法律の趣旨でございます。

○吉岡吉典君 私、再確認を求めたかった点は、先ほど尾辻議員にお答えになりましたように、法的にも実態的にも完全に戦争が終結しているのではないという、その部分だけです。

○国務大臣(石破茂君) イラク全域にわたって戦闘が終了したというわけではございません。

○吉岡吉典君 そうすると、戦争が終結していないところに軍事組織である自衛隊を派遣しようというのがこの法案になります。そういうことが日本国憲法上できるのかどうか。

また、私は、この法案も、戦争継続中のところに自衛隊を派遣する、そういうことを踏まえての法案なのかどうかというところも含めてですけれども、まず、そういう戦争継続中のところに日本の軍隊である自衛隊を、戦闘行動には参加しないといえ送ることができるのかどうか。この点について、これは官房長官ですか、どなたでもいいんです。

○国務大臣(石破茂君) 我が国の定義に申します戦闘行為が行われている場所、換言すれば非戦闘地域でない場所において行動することはできません。

しかし、それが戦闘行為というふうには評価をされない、戦闘地域というふうには評価をされない地域におきまして活動することは、憲法の要請に反するものではないと思っております。加えて、治安の良き、自衛官にとつて任務遂行の上で安全な地域ということを配慮して実施の区域を決めますので、御懸念は当たらないものと考えております。

○吉岡吉典君 今の答弁を認めるということになれば、日本国憲法九条を持っている国でありながら武力行使をしない、戦闘行為と一体化しないということさえ言えれば、戦争中の国にしろとどこへだろうと自衛隊を送ることができると、そういう憲法解釈になるわけですが、私はそういう憲法解釈というのは、日本国憲法制定当時の論議を踏まえてみると非常に問題のある解釈だと思います。この点、官房長官いかがですか。長官でもいいです。

○国務大臣(石破茂君) それは何度かこの委員会でも答弁を申し上げましたが、例えば近傍で戦闘が行われている場合、あるいは行われることが予測されるに至った場合は、休止し危険を回避し、前条による指示を待つという条文がございます。

もし委員のお考えになるようなことを仮に政府が考えているとするならば、このような規定は置けません。それは、近くで行われている場合でも、あるいはそれが予測されるに至った場合でも、そういうことにならないように休止し危険を回避し、指示を待つということが条文上規定しているわけでございます。委員が御懸念のようなことにならないために、私どもとしては非戦闘地域という概念を設定し、そしてそのような対応というものを定めておるわけでございます。

○吉岡吉典君 私は、危険が危険でないかという前に大きく懸念を持つのは、日本国憲法は、危険が危険でないかにかかわらずこういう形で外国に派遣するということをそもそも前提とした憲法でないということ、その憲法を持つ日本が、まだ法的にも実態的にも戦争が終わらない国に自衛隊を派遣すると、そのことが日本国憲法を持つ国として許すことのできない重大なことだということをおし上げておられるわけです。

私はこの委員会でも何回も言ったことがあると思いますが、日本国憲法は、条文のどこからもまた憲法制定議会における議論のどこからも、日本国憲法の下で外国に自衛隊を派遣して国際的な役割を果たすというようなことはおよそ想定されておられません。このことは法制局も認めてきたところなんです。そしてまた、自衛隊法三条も基本任務に、日本国憲法は、我が国の防衛と治安そして災害ということを規定して、日本の自衛隊が海外に出掛けて国際的な役割を果たす果たさないという憲法として制定されたものでも、そういうことを想定して制定された自衛隊法でもないということが、私は憲法と自衛隊法の制定、成立当時の考えられていたことだと思っております。それを今のような解釈で海外に出す。

この委員会でも問題になったことがありますが、元防衛庁教育訓練局長の小池さん、新潟県加茂市長の文書でも、これは長官もお読みになっていることがこの間の委員会でも明らかになっておりますけれども、それによっても、これはやはり

詭弁であり強弁でありますというふうにおっしゃるのが当たり前の考え方だと思えますし、この小池市長が結論として、このような地域へ自衛隊を派遣することは明確な海外派兵であり、明らかに憲法九条に違反する行為であります。イラク措置法が定めるような海外派兵さえも憲法九条の下で許されるというならば、憲法九条の下でできないことはほとんど何にもないということになりますという指摘が私は当たっているというように思います。

そこで次の問題ですが、一体、アメリカが行った中東への戦争、引き続き占領支配、これを正当だとする国際的な一致はございません。とりわけ中東諸国の多くはそう認めておりません。私が外務省に問い合せたところでは、中東諸国でアメリカの戦争を支持したのはアフガン、トルコ、クウェート、イスラエル、四か国、そして占領支配を明示的に支持を表明した国はないと、こういう答弁でした。

外務省、こういうふうな中東諸国の態度は間違いないですね。

○政府参考人(安藤裕康君) お答え申し上げます。

まず、アメリカ等によります対イラク武力行使に関してでございますが、これについては、中東諸国の中では、委員御指摘のとおり、アフガニスタン、クウェート、トルコ、イスラエルが支持を表明しておりますが、そのほかの大半の国は遺憾ないし反対の立場であったというふうに承知しております。

他方、米英による占領に関してでございますが、これにつきましては安保理決議一四八三がございまして、この中で、国際的に承認された代表政府がイラク国民により樹立され、米英当局の責務を引き継ぐまでの間、当局に対し、領土の実効的な施政を通じてイラク国民の福祉の増進することを要請するというふうに規定しておるわけでございまして、この決議そのものに反対の立場を表明している国はないというふうに承知しております。

○吉岡吉典君 今の国連決議は、全然、正当性を問うか問わないかでありませんから、私、ここで時間がありませんから一々申し上げません。

いずれにせよ、アメリカ、イギリスのイラクに対する戦争を、そして占領支配は中東諸国の多くは認めていない。そして、日本の自衛隊派遣についても、これはこれらの国はほとんどの国が認めていない。私、ちよつとここで確認しておきます。二十一日、昨日の朝日新聞によると、イラク統治評議会に入っているイラク・シーア派組織指導者のハキーム師は朝日新聞のインタビュウに答えて、「日本の自衛隊の派遣をめぐっては、駐テヘランの日本大使と話したが、国連の平和維持活動など国連の管轄下で派遣されない限り、日本の利益にはならないと伝えたこと、こういうことを明らかにしたと報道されております。これは外務省、御存じですか。こういうことが伝えられておりますか。

○政府参考人(安藤裕康君) ただいまの御指摘の点につきましては、新聞報道は私も読んで知っております。その上で、イランの大使がどのような発言をしたかということについては現在照会中でございます。

○吉岡吉典君 この報道によれば、こういうふうにイラクの統治評議会に参加している人さえも、自衛隊の今の法案のような形で派遣は望んでいないということでございます。こういうところへ自衛隊を送るということについては、私はまず大問題があると、憲法上も、また、中東諸国が望んでいない派遣だということを申し上げなければなりません。

そこで、次の問題に入りますけれども、今のイラクの情勢をどう見ているかということにかかわるものであります。

私は新聞記者をやっていたこともあって新聞は比較的良好に読む方であり、その中には目を見張らせるような記事もあるし、そうでない記事もたくさんあります。そういう中で、一つ私が非常に注目した新聞記事があります。三月十八日のブッ

シユ大統領、イラクへの最後の通告を行ったその翌日の東京新聞はこういう見出しで書いております。ブッシユ大統領がイラクのフセイン大統領に最後の通告を突き付けた、「一見、勇ましいそれは、ブッシユ外交の大敗北の瞬間だ。」と、こういう記事でありました。

私はこれを読んで大変注目し、それだけになおさらその後のイラクの情勢を見てきました。その後、アメリカの占領がいわゆる勝利ということ、このブッシユ大統領の「大敗北の瞬間だ。」という新聞記事を思い出す人は余りいなかったと思いますが、今日になってみると私は、泥沼化というものが言われる今のイラクの状況というのは、やはりこの指摘が一面当たっていたという気がいたします。

もちろん、五月一日にはブッシユ大統領、勝利宣言を出しました。しかし、フランスのシラク大統領は、戦勝でイラクの戦争を正当化することはできないという批判をその後も続けています。そして、イラクをめぐってはもうこの委員会ですんざん論議されましたから私は繰り返しませんけれども、戦争の大義があったか否か、これが大問題になり、アメリカ議会、イギリス議会を始め世界じゅうで、あの大量破壊兵器をめぐる米英の発表が虚偽に満ちたものだということが大問題になっております。そして、現地では米軍に対する抵抗、攻撃がいろいろな形で続いており、早くも泥沼化ということが大きく取り上げられております。

そこで、私は政府の認識をお伺いするんですが、イラク調査団報告書は結論として、治安が急速に改善されていることが明らかにしたと書いてあります。これはもちろん六月中旬の調査に基づくものではあります。しかし当時としても、私はとてもこのように言える状況ではなかったと思えます。私は、こういう認識でイラクへのこの法案も準備されたのであるとすれば、やはり正確に物を見ないまま作られたんじゃないかと思えます。

私も、あの太平洋戦争中、大勝利大勝利の大本営発表で負け戦を勝っているように思い込まされてきた、そういう苦い歴史の経験を持つております。ですから我々は、この教訓を生かそうとするなら、戦後のイラクの情勢についてももっと冷静、客観的に見る目が必要だと思ひ、こういう調査団報告書時点は、今より古くても、やはり何とかイラクの情勢がうまくいっているということ、を印象付けようとする、そういうことがあったんではないかというように思います。

この調査団報告を含めて今の事態、どのようにお考えになっておりますか、官房長官。

○国務大臣(福田康夫君) 今、委員から大変貴重な御意見をちょうだいいたしました。そういう中で、慎重に対応すべきであるというお話もございました。ですから、我々も慎重に対応していこうというふうに考えております。

しかし、一方では、イラクにおいて現状でも医療とかエネルギー、そういったような社会のインフラが非常に不足しておるということ、そしてまた、治安も良好でないという、そういう地域もあるのはこれは事実でございます。そういう状況に対して国際社会がこぞって復興支援促進に取り組んでいる、こういうことであります。それも、これは安保理決議一四八三を踏まえて行うということでございます。我が国も国際社会のそういう取組に対してふさわしい貢献を行うということ、これは必要なことだというふうに考えております。

確かに、戦争は、戦闘は基本的に終了はしているというふうに考えております。また、でありまされども、大規模な戦闘は行われていない、そして、一部地域でフセイン政権の残党による散発的、局地的な抵抗活動は見られる、こういうような情勢認識でございますので、先ほど来防衛庁長官が答弁しておりますように、そういう状況の中で、我が国の憲法に違反しないような、そういうこの法案に盛り込まれております枠組みの中で、先ほど申しましたような積極的な取組をしていく

べきである、こういうように考えております。
ただ、繰り返し申し上げますけれども、そういう中でも、委員御指摘の慎重にという、このことにつきましては極めて慎重に対応してまいりたい、このように考えているところでございます。

○吉岡吉典君 慎重にやらなきゃならないということについては、私は、私の意見だけでなく、大體各党そろって今日の論議では強調があったと思っております。それほどイラクの事態が、やはりこの調査報告書で言っていたような、急速に改善されているような状況でない、全く見通しが誤った報告書だったということを示していると思います。

そこで、今、法案にいうところの安全確保という問題ですが、要するに今、米英などが行おうとしていることはイラクの安定といいますが、それは、国民の抵抗、反米デモなど局地戦闘、そういうふうな状況がなくなつて、米軍の占領統治が安定するということではないかと私は思います。そういうことを目指す様々の活動がこれまでイラクの住民の反発を買っている。私は、一つの悪循環が続いていると思っております。

そして、そのアメリカの活動というのは、例えばデモ隊への発砲というようなことまで行われております。デモ隊への発砲というものは正当な安全確保活動かどうか、これはどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(川口順子君) どういう状況で発砲がなされるのか。例えば、肅々と何もしないで行進をしているデモ隊に発砲するということなのか、あるいはそうでない状況なのか、ちよつと具体的な背景がありませんとお答えするの難しいんですけれども。

そういうことで、一般論としてということでお話をさせていただくと、まず、米国の権限、米軍の権限ですが、まずイラクにおいて武力行使が行われて、そして、イラクにおいて、その結果、権力の空白があつたわけですね。そして、そこで、したがって、米英がその支配下に置く地域の民生

や秩序を回復して維持する義務を持つていたというのが一つあります。その後、一四八三によりまして、占領国としての米英の統合された司令部の關係国際法の下での特定の権限、責任及び義務を確認した上で、当局に対して安全で安定した状態の回復を含む領土の実効的な施政を通じてイラク国民の福祉の増進に関する権限が与えられているということでありまして、したがって、そういう治安を維持する等の権限を米軍は持つていて、そういうことであります。

○吉岡吉典君 政府が繰り返し述べられている意見ですが、そのような主張は必ずしも国際社会で通る意見ではないというのが国際法学者の意見です。例えば、軍事占領についていえば、他国の領土に侵入してこれを占領することはもちろん違法であると。軍事占領そのものが違法、不法とみなされ得るのですから、米英軍が治安の維持や民生安定、人道支援などいかなる活動を行つていても攻撃対象とすることが可能である、占領国としての国際人道法上の義務を遂行している最中でも攻撃することが可能になるという国際法学者の指摘もあります。

そういう相手の、占領された側の住民の立場というものを全く考慮しないで正当性があるということ、こういうことを繰り返していけば、やはり私はイラクの人民の反抗を強める、さつきも言いました悪循環になると思います。そういうところへ自衛隊を派遣しようということですから、私も本当にこれをうんと言つわけにはいきません。

インドは、アメリカの要請があつたが国連の要請がないという理由で、軍隊の派遣は断ることにしました。対照的に日本は派遣しようとしております。

イラクに派遣された自衛隊は戦闘行動は行わない、こういうことになっており、また非戦闘区域で行動すると、こういうことも強調されております。そうすると、イラクに行つた自衛隊員というのは国際法上どういう身分、どういふ地位になる

のでしょうか。これは軍人なのか、軍隊なのか、武装した文民なのか、あるいは自衛隊員ではあるが政府職員的な地位で行動するということになるのか、これまで議論されてきたことではあります。もう一度きちつと整理していただきたいと思ひます。

○政府参考人(林景一君) お答えいたします。従来から御答弁申し上げておりますとおり、自衛隊は憲法上の制約から通常の軍隊とは異なるものであるということは申し上げつつ、ただ、国際法上の取扱いといたしましては、一般的に申し上げれば、自衛隊は軍隊として取り扱われるというふうに申し上げております。

このことは、この法案の下でイラクに派遣されます場合においても基本的には同じことだといふふうに考えておまして、国際法上の整理ということで申し上げれば、イラクにおいて施政を行う当局というのから同意を得た上で、イラクにおいて安保理決議に従つて活動を実施する軍隊というものに該当するといふふうに考えられます。その自衛隊員はそういう軍隊の構成員として取り扱われるものだといふふうに考えております。

○吉岡吉典君 軍隊ということではございました。そこで、今のところに関連して私は一つ確認しておきたいんですが、これもまたここで議論になつてきたことですが、不幸にして捕虜になつた場合、これは国際法に言うところの捕虜に関する規定を受けることに、取扱いとしての、ジュネーブ条約、第三条約ですか、受けることになるかならないか、この点ちよつと今の答弁に関連してきちつとしておきたいと思ひます。

○政府参考人(林景一君) お答えいたします。今申し上げましたとおり、自衛隊の国際法上の取扱いといたしましては軍隊、あるいはその要員は軍隊の構成員ということでございますけれども、この、累次申し上げておりますとおり、本法案に基づきまして我が国自衛隊が行う活動と申しますのは、これは武力の行使に該当せず、またいわゆる非戦闘地域で行われるために、我が国が武

力紛争の当事国となることは無いということでございます。同時に、我が国は、この本法案に基づいて行う活動によりまして武力紛争の当事国としてイラクの領域を実効的に支配するというにも相なりませんので、我が国が自らイラクの占領を実施することにはなりません。

したがって、この法案に基づきます我が国の活動が武力紛争あるいは占領に当たるとして自衛隊員がジュネーブ諸条約の規定の適用を受けることは無いということを一貫して申し上げておるわけでございます。

それで、今お尋ね、より具体的な何らかの形で拉致あるいは誘拐等捕獲された場合に、では捕虜の待遇を受けるのかどうかということでございますけれども、これも累次申し上げておりますとおり、非常に特定のジュネーブ条約の第三条約とおっしゃいましたが、これが適用がされますのは基本的には武力紛争下における活動ということでございまして、先ほども申し上げましたとおり、武力紛争の当事国でない我が国の要員に對しましてこの第三条約がそのまま適用になることは無いということをお断り申し上げます。

ただ、それでは、したがってそういう場合、基本的には拉致あるいは捕獲という、捕獲、そういうことがなされるはならない、なされるべきではないということが我が国の立場でございますけれども、そういう場合に、それでは万一捕獲されたらあるいは捕獲されたりした場合、いかなる取扱いを受けてもいいのかというお尋ねも累次ございしました。

その場合には、そもそも捕獲されてはならないということでございます。これは第三條約の世界でございます。これは相手方に捕虜とする権利が生じるということでございますけれども、そういう権利があるということは私も認めては認められないという立場でございます。即時釈放をされるべきものである。その間におけます取扱いはつきましては、ジュネーブ条約にもございすような人道法の原則あるいは精神等に基づきま

して人道的な取扱いがなされるべきで、直ちに釈放されるべきだと、こういう主張をしまいに、こういうことを申し上げております。

○吉岡吉典君 ちよつと条約局長、そうすると、第四条約、文民条約の適用は受けるんですか。

○政府参考人(林景一君) この第四条約は占領地域におけます文民の保護ということでございまして、この適用があるとする、そうすると、そのイラク側と申しますか、が占領地域といいますが、その支配地域というものを持っており、そこにおいて我が国の要員が活動しておいて、そのときにどういう保護を受けるべきかという問題だろつと思ひます。ただ、第四条約にありまふような文民の保護といった考え方、これは先ほども申しました人道主義の原則、精神といったものがござひますけれども、そういうものにも表れておりまふそういう人道的な保護の考え方というものは適用されるべきものだらうというふうに考えております。

○吉岡吉典君 この問題は、私は大変深刻な問題だと思ひます。というのは、冒頭私が聞きましたように、軍隊として、軍事組織として戦場、戦場じゃない、戦争がまだ継続しているところへ送り込むわけですよ。そして、これまでの議論でも繰り返し議論になりましたように、犠牲者が出る、それが非常に心配されている、そういうところへ送つて、もし捕虜になつても国際条約上の捕虜としての保護の対象にならない、こんなのは、これは憲法上自衛隊をこういうところへ送ることができないのをやるところからくる矛盾だということ、私はここで申し上げ、これは防衛庁長官、あなたの部下が戦死するのでも大変だが、こういう捕虜になつても捕虜の扱いを受けないということもまた大変深刻な問題だということをおし上げておきたいと思ひます。

それで、CPAとの関係の問題ですが、CPAと調整するということが繰り返されてきていました。そのCPAとの調整というのは、この冒頭で行われるか、日常不断に行われるか、それか

らまた、アメリカの安全確保の活動は主として連合軍司令部下で行われるというように思われまふ。したがつて、CPAとの調整だけでなく連合軍司令部との調整というのがあるのかないのか、全くCPAとの調整だけになるのか、この点、簡単にいいですかとお答え願ひます。

○政府参考人(面田恒夫君) お答えをいたしまふ。

御質問のCPAあるいは連合軍司令部との調整ということござひますが、まず、CPAと連合軍司令部との関係については、これはいわゆる上下の関係にあるのではなくて、密接にお互い調整し連携し合う立場のものというふうに理解をしておりますが、今後、イラクへの自衛隊を派遣するということになりました場合には、その活動の円滑性と安全性というものを確保することが極めて重要でござひますので、そのような観点から、現在、イラクの復興あるいは安全、安定の確保に責任を有しておりますCPA及び連合軍司令部を始めたとして米英軍側と必要に応じて種々の調整を行うということにならうかと思ひます。

具体的内容でござひますが、当然のことながら、法案が成立した後におきまして具体的に今後どのような仕事をし、どのような地域に行くのかということを検討するわけでござひますので、入念な現地調査あるいは現地情勢の進展等について調査をあるいは情報収集を行うことが極めて肝要と考へておりまして、そのような際、先ほど申し上げましたCPAあるいは連合軍司令部等との関係においては十分な調整を行いたいというふうに考へてゐる次第でござひます。

○吉岡吉典君 派遣された自衛隊はCPAとあるいは連合軍司令部と常時密接な調整、連絡を取りながら活動を行うということですが、これはCPAの何らの指揮も統制も受けないと言ひますが、指揮統制ではという言葉を使う使わなにかかわらず、米英占領軍と絶えず連携を取りながら行う活動だということだと言ふに言わざるを得ません。ですから、米英軍に対する攻撃が頻繁に

なつてゐると同じように、自衛隊に対するイラク側からのいろいろな攻撃という危険が大きい問題になるわけですよ。

そこで、時間の関係で話、進めまふが、戦闘区域と非戦闘区域の繰り返し議論されてきた問題です。

この問題については、これまでの議論、私流に整理してみると、戦闘区域と非戦闘区域というのは、防衛庁長官の表現によれば、これは日本国憲法上の要請による条文的担保であつて、危険地域が安全地域かということの区別を示すものではない、こういうことだつたと思ひます。

この点、まず確認させていただきます。

○国務大臣(石破茂君) 概念的にびつたりと重なるものではないということをおし上げました。つまり、非戦闘地域ではあるが危険な地域、治安の良くない地域という概念は存在するというものでござひます。

○吉岡吉典君 世界で、戦闘地域あるいは非戦闘地域というふうに分け方、そしてまた武器使用を武力行使とそれから正当防衛というふうに分ける分け方をやつてゐる国というのはあるんですか。これは憲法上、日本だけで行われていることなんですか。

○国務大臣(福田康夫君) これは今、防衛庁長官から答弁ござひましたけれども、要するに武力行使との一体化論ですね、それとの関係で問題が生じる、その概念を導入しているわけござひまして、これは我が国の憲法の九条、九条です、この規定があることによつてそのような必要

性があるということござひまして、これはほかの国にはないですね。そういうことござひます。

○吉岡吉典君 ほかの国にない日本独特の解釈を作つて、日本は武力行使をやつていないんだと、あるいは戦闘区域には行かないことになつてゐるんだということがイラクの一般の人々の間に徹底して、ああ、これは日本の自衛隊だから米英の軍隊と同じ軍隊でも区別しなくちゃならないという

ようなことが隔々まで通るものかどうか、私は甚だ疑問に思ひます。そういうことはあり得ないというように思ひます。ですから、日本の自衛隊が行つた場合に大変危険だということが問題になるわけですよ。私はそういう意味で、米軍と同じ危険を日本の自衛隊が持つようになり得るというように思わざるを得ないんです。

そこで、お伺ひしますが、戦闘行動でない安全確保の活動中の米英軍などを支援することです、これは戦闘行動でなければ、治安確保のため、つまり米軍が戦闘行動でなく、戦闘行動でない大衆的なデモの鎮圧あるいは掃討作戦、こういうものをやつてゐるのに対する自衛隊の支援というのはいり得るんですか、あり得ないんですか、後方支援でなければ、戦闘行動でなければやれ

と。

○国務大臣(石破茂君) それは、米軍がイラクの治安の維持に当たつてゐるかどうかということに懸かつてゐるのだらうと思ふんです。

しかし他方、先ほど外務大臣から御答弁がありましたが、本間に民衆が平和裏に、平穩裏にデモを行つてゐる、それに対して米軍が何をするかということはまた別のお話でござひます。米軍もそのようなことはなさないはずでござひますけれども、いずれにいたしましても、それは米軍が何を

行つてゐるかということに懸かるものでござひまふ。

○吉岡吉典君 米軍が何を行つてゐるのかによつて後方地域支援ある、ないが決まると。つまり、米軍が何を行つてゐるかということが、戦闘行動か否かということがその基準になるわけですね。そうでない、戦闘行動でなくとも後方支援を行わな活動はあるんですか。

○国務大臣(石破茂君) それは先ほども答弁申し上げたとおりですが、その米軍の行動がイラクにおける安定、安全の確保行動であるかどうかという点に懸かつてゐるわけござひます。

○吉岡吉典君 分かりました。つまり、自衛隊がイラクに行つて、日本流解釈による戦闘行動、武

力行使は行わないが、アメリカが行うところの戦闘行為以外の治安活動等々に対する後方支援は行う。

後方支援、武器弾薬の輸送を含む後方支援というものが、イラク側から見ると、これは米軍と別のもので攻撃対象にしないというようなことが出てくることは私はあり得ないと、そういうふうに思います。もちろん、必ず攻撃してくるというわけではありませんが、日本側の解釈で相手から区別して取り扱われるというふうを考えるのは余りにも甘い対応だと思えます。そういうふうには思いません。

○国務大臣(石破茂君) 先ほど来、委員の御指摘を承っておりますが、それは日本流の解釈だとか、勝手に考えているとかいう御指摘でございますが、私は、これは日本国憲法に定められた趣旨というのをきちんと守るといふのは大事なことだと思っております。そういうことは、私どもの主権者たる国民に対しても当然政府として行わねばならない義務だというふうには思っております。

しかし、そうだからといって、私どもは日本国の憲法上このように解釈していますよ、武力行使をしていませんよということをやに大々宣伝をいたしましたとしても、じゃそれがイラクの人がそれに理解されて攻撃を仕掛けてこないかといえ、それはそういうものではないかもしれせん。そうである場合もありますが、そうであればするのをやめようという場合も決してないとは言いませんし、であればこそ、私どもは人道支援であるということをしきりと周知せしめる必要があると思っております。

しかし同時に、何度も官房長官が答弁されておられますように、非戦闘地域であるということに加えて、私どもは、自衛隊の活動する地域、実施区域というものが自衛官にとって、実際に派遣される自衛隊にとつて安全な地域でなければいけないのだというもう一つの仕組みを持つておるわけでございます。

したがいまして、確かに攻撃するかしないかというのを決めるのは向こう側でございます。私どもに選ぶ権利などがあるわけではございません。そうならないように精一杯の努力はいたしますが、あわせて、どういう地域で活動するか、それは実施区域は防衛庁長官が定めるものでございしますが、その点もよく考慮に入れた上でその地域を定めるものでございます。

○吉岡吉典君 長官おっしゃる、憲法を厳重にきちっと守ろうということになった、自衛隊を送ることをやめることが憲法を守る一番確実な方向だと。とりわけ今回の問題は、米英のイラク戦争それ自体が大義がないことが今世界の大問題になつてい。そして、占領統治についても、これを積極的に正当化する中東諸国はないということも先ほど明らかになつたとおりです。そういう状況で泥沼化論が起つてい。日本の自衛隊は行つても、捕虜になつても捕虜の国際的扱いさえ受けない軍隊、私はそんな軍隊というのは聞いたことがありませんけれども、そういう状況で自衛隊を送るといふのは、これは私が聞いたところでは今自衛隊の中は戦々恐々だと、こういうことを聞いておりますけれども、そうなるのが当然だと私は思います。

時間が予定より縮まりましたので、その他いろいろなことをお伺いしたい点が、聞く時間がございません。

私は、最後になりますますが申し上げておきたいことは、やはりこういう形で自衛隊のイラクへの派遣というのを数を頼んでやつては絶対にならないということであり。国際的な状況、米英でも今、政権がピンチに立たされているような状況、中東の諸国の状況、イラク国内の状況、そして日本国内でも世論調査によれば賛否は伯仲、反対がむしろ多い調査結果も出てい。こういうときに、この法案を通して自衛隊を送るといふようなことは絶対にあつてはならないということを私は強調したいと思ひます。

そして、こういう問題が出てきた背景には、や

はりイラクについての読みが誤つたと私は思ひます。私は、アメリカの誤りは、恐らくフセインなんというのをアメリカの近代兵器ですぐにつぶしてしまえる、そうすれば反フセイン勢力が直ちにアメリカの下に結集して極めて簡単にイラクをまとめることができる、こういう読みがあつたのではないかと思ひます。

ちょうど第二次世界大戦に進む過程で、日本がヒトラーと組んだ。なぜヒトラーと組んだか。防衛庁も関与して作られたと言われる「日本の戦争」といふ本によると、そのときに日本は、これはヒトラーと組むことがパスに乗り遅れるなという風潮でやられた。それは、ヒトラーがフランスを屈服させ、あちこちを成功して、侵略に成功したときに、日本の国内の見通しとしては、イギリスも間もなく、近く屈服すると、そうならばヒトラーの勝利の下に戦争が終わると、こういう見通しで日独伊軍事同盟を結んであの第二次世界大戦に入つたと、こう書かれております。

私は、それに似た誤つた見通しの下でアメリカは戦争を開始して、早くも泥沼状況。そして、他国が軍隊を送つてそこに新しい自分らの思う政権を作るなんというところは、歴史上も成功したことはないんですよ。これは、日本の中国でかいらい政権作つたことがしかり、アメリカがベトナムで失敗したのがその例であり、ソ連がアフガニスタンで失敗したのもその例です。

私は、今そういう道に進みつつあるんじゃないかという不安を持つており、だから今、慎重な結論、憲法をきちっと守る道は自衛隊を送ることをやめると、こういうことだと思ひます。

最後に、官房長官……

○委員長(松村龍一君) 時間が来ております。

○吉岡吉典君 はい、それじやいいです。

○広野ただし君 国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の広野ただしです。

先週の日曜日に公聴会が開かれてまして、東大名譽教授の板垣雄三先生、イスラム文化に非常に造詣の深い方の御意見に私は非常に感銘を受けまし

た。

板垣雄三先生は、官房長官のお父さんの福田元総理が、七八年、やはり中東が第二次エネルギー危機のちよつと前後ですが、梅棹先生あるいはその板垣雄三先生、上田篤先生と一緒に中近東に調査団を出されたという方なんです。それで、やはり中近東のことを知らずしていろんな政策を作つてもこれはもう絵にかいたもちになつてしまふといふことで、「日本人よ、覚悟はできているか」といふ本を出しておられるんですね。覚悟がないところに出ていっても十分なことではできない、こういうことだと思ひます。そしてまた、文化が違いますと、いろんな意味でそがが生じ、誤解が生じ、そして思わぬ被害、犠牲が出るんではないかと、こういうことであります。

そのときも初めて教えてもらったんですが、敬礼ですね。この敬礼、これは、まあ武器は持ちませんよと、平和にという意味でみんな敬礼するようになったんだ、それがもう世界じゅうに広がつたんだと、こういうことをおっしゃつておりました。

イスラムというのは、やはり歴史もあり、文化もプライドも高い、そういう国だと思ひます。

ところで、例えばテロの被害に遭つ、そのために犬を連れてイスラムの庶民の家に入ると、これは大変な侮辱になるようですね。これはやはり、日本の例えば畳の上にアメリカ人が土足で上がつてくる、アメリカでは当然のこととして外も内も関係ないんですから土足で上がると、これは日本人にとつても大変な侮辱になると。やはりそこが習慣ですとか文化の違いということになるわけですね。ですから、こちらは何とも思つていなくても大変な侮辱をしていると、こういうことが誤解が誤解を生んで大変な反感になる、またそれが敵意を増強して思わぬ犠牲を強いる、犠牲が出てくると、こういうことがやはりあるんではないかと、こう思ふんです。

ところで、イスラムの場合は、女性は黒いずきんをかぶつていられるわけですね。目だけをこ

ということでありませうけれども、その女性が、テロのおそれがあるからということでボディータッチ等をする、これはまた大変な侮辱になるんですね。ですから、その例えは自衛隊に女性隊員を連れていく、そういうことがあるのかどうか、防衛庁長官に伺います。

○国務大臣(石破茂君) 決して全く可能性を排除するわけではございませんが、現在のところ、検討をいたしてはおりません。

それは、委員御指摘のように、イスラムの文化、あるいは戒律、また宗派によっても違うであります。きちんと理解をすることは必要なこととでございます。ただ、それと、女性隊員に参加させる、女性隊員がその行動に参加するかどうかというのとはまた別の問題でございます。委員がおっしゃいますように、確かにチャドルをかぶつて目しか出さないというような行動ができるかというところもございしますが、じや米英軍は女性が増加していかないかといえ、必ずしもそうではございません。

いずれにいたしましても、どのような活動をするれば現地の人々に、まさしく委員の御指摘のように、失礼にならないように現地の文化あるいは戒律、そういうものを尊重できるかというところは、男女の別なく判断をしていかねばならないものと考えております。

○広野ただし君 米英軍はやっていませんからやりませんということではないんですよ。米英軍はそういうことをやっていないから、場合によってはテロの対象になってくるんですよ。

ですから、やはりそこが文明間の、言語が違う、民族が違う、宗教が違う、そういう国との付き合い、特に陸上自衛隊が行きますと、もう常にそういう庶民との接触が日常にあるわけですね。海上自衛隊と違うんですよ。

ですから、そういう意味で、いろんなトラブルのもとになるということで、やはり出す場合にどんな訓練を考えておられるのか、これはもう同僚の議員からも何回もあつたと思います。そう簡単

にすぐ向こうのことをのみ込んで誤解のないようなことができないと私は全然思えないんですね。余りにも安易にそこは考えておられるんじゃないかと思うんですね。官房長官、いかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 安易に考えたことは一度もございません。これは極めて厳しいことだという認識は、これはPKOでも同じこととござい

ます。それはもう、今回の場合にはそれよりも危険度が高いということはそうなのですが、私どもは、部隊を出しますときには、PKOの際にも地域の文化、そういうものをきちんと理解をする、そして陸上自衛隊がPKOはほとんど出ているわけでございますけれども、全く危険がないというわけではございません。訓練もやっております。

私どもは、海外に部隊を派遣しますときに安易に物を考えたことは一度もございません。今回もその前例に従いまして、更に危険な地域である、そういうことが排除されない場合があるということとを念頭に万全を期しておるわけでございまして、安易に考えておるわけではございません。

○広野ただし君 どんなによく考えても、慎重に、また訓練をしても、なおいろんな問題が起こるといふことなんですよ。ですから、そのことを言っているの、その言葉じりの問題ではあります。

ですから、何か事件、犠牲が出たり、あるいは被害が出たり、また場合によってはイラク国民あるいは向こうに思わぬ被害、犠牲を起こすことだつてあるわけです。ですから、そのときの責任はひとえにやっぱり小泉内閣、そして防衛庁長官にあると、こう思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) それは当然のことでございます。その言葉じりをとらえて申し上げたわけではございません。

私どもは、海外に部隊を出しますときに常にそういうことをやってまいりました。今回はその例にきちんと倣いまして、さらにそういうような、ずっと御指摘がありますように、主な戦闘は終結したけれども散発的な戦闘が残っている、い

かに地域を選定するか、そしてまたその場合に前提として非戦闘地域であることを充足するかということ、そして持つていく武器あるいは与えられ権限、行方訓練、それは文化も含めまして、そういうことにつきましては、内閣、わけでも私といたしまして防衛庁長官が責任を負うものでござい

ます。そのことは十分に自覚をいたしております。○広野ただし君 官房長官、いかがでしょうか、その責任問題ですね。

○国務大臣(福田康夫君) 防衛庁長官の申したとおりでありますけれども、これはもし何かあればというようなことなのか、そうでなくても、すべてのことに対する責任というのは内閣にあるわけ

でございます。○広野ただし君 本場にこの文化の違い、習慣の違いというのは、私もいろんな意見を聞きまして、例えば会議のときに、ここいらでおしまいにしようということとでコーヒーが出るようです。そして、このコーヒーのときも、次お代わり

どうですかと言つてきて、これまたお代わり下さいと言つても、これ誠にぶしつけなんだそうです。ですから、もうそれは終わりのという意味で

コーヒーが出てくるのであつて、ですからそれぞれの国の習慣というのはあつて、やっぱりよくよくそこをよくわきまえてやりませんとんだことになるんじゃないかという懸念を表明します。

それと、この七月十四日にイラク統治評議会が発足をして、これが将来どういふふうになつてくるか分かりませんが、全体的に言われているのは、ここから憲法制定準備会ですか、そういうものを作つて、そして憲法制定、制憲会議というん

ど、外務大臣に伺います。○国務大臣(川口順子君) 今後のことですが、まず委員がおっしゃつたように、イラク統治評議会ができました。七月の十三日だったかと思

います。できまして、二十五人の評議会、ほぼイラク国内の人種的といひますか、宗教的な分布を反映した形になつていふと思ひます。それで、幾つかの権限をCPAからこの評議会に

らつていふということで、例えば大臣を任命するというようなことです。それで、憲法との関係では、この評議会は、憲法準備委員会を設立をし、新憲法承認に向けたプロセスを勧告するということになつております。

それで、憲法会議でございしますけれども、これは今後立てられるわけですが、近い将来にということ、九月ぐらいだつたと思ひますが、これを

目途に行つと、開くと、作られるということになつております。それで、それが憲法を作り、国民投票を行つという形で進んでいく。それが、全部そのプロセスが終了した折には当局は任務を終

わるということになつておりました。まだいろいろな治安その他課題がある中で、いつ今の時点では立憲作業が終了するかどうかというところについてはまだ目途が付いていないという状況だと思ひ

ます。○広野ただし君 日本は、やはり敗戦をし、占領され、そして新憲法を制定をして日本の政府を作つていく、正にそういう敗戦の経験、その苦しみもよく知つていふ国なわけですね。ですから、イラクの復興にとつて何が最も必要であるか。つまり、それは非常に全体像を見ながら考えてい

かなきゃいけない、そういうことだろうと思ひます。それで、このイラク統治評議会のメンバーの中

にイラク・イスラム革命評議会の最高幹部と言われるハキームさんが入ってあって、この人が朝日新聞の記者とインタビューをしているわけですが、やはり早く英米軍は撤退していつてくれと、早期に撤退をいつてくれと、こういうことだと思ふんですね。これはもうイラク国民の感情、我々も敗戦を受け、そして占領軍に占領されたという国の経験に照らして、早く撤退をしうのは当たり前なことだと思ふんですね。

この点について、どういふふうに考えておられますか。

○国務大臣(川口順子君) イラク人のイラク人の手によるイラク人のための政府ということをおっしゃるけれども、先ほど申し上げたような憲法会議等のプロセスを経て、早くそういったイラク人のイラク人によるイラク人のための政府ができるということが重要であると、政府としては考えております。

○広野ただし君 重要というふうに考えておられる、そういうことについてきちっとした外交努力をしていくということが最も大切なことで、陸上自衛隊をまず派遣することありきと、そうすることが海外に対しても横並び論で協力していることになる、こういうような考え方と大分違うんですね。

ですから、この間からも私は申し上げておりますが、人道支援、経済復興支援あるいは今のよう、言ったような、日本の敗戦そして占領された経験に照らし、外交努力をして早くイラク人の政府を作っていくという、早く向こうにちゃんとやってもらうというこの方に努力を傾注をしていく、このことこそ本当のやるべきことであつて、何か陸上自衛隊を最初に出すことがまずありきというこのようにしか見えない、この法案ですね。私はもう本当におかしいな、こう思ふんです。官房長官いかがでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) 今の事態において何をなすべきかということでありましても、やはり外交努力によってその環境整備ということは必

要なんだろうと思ひます。また、今お話しございました統治評議会につきましても、これが早く一人前、独り歩きできるように、そういう体制を作らなさいいけない、そういうことについて我が国としても精一杯の努力をしていかなければいけないというように思つております。

しかし、あわせて、実際のイラクの国民のニーズ、またその復興支援に当たつております各国に対する協力といったようなことについて、我が国としてできることは支援をしていきたいというのが今回の法案の趣旨でございます。それはもう我が国ができる範囲でございまして、それはもうのことでも私は非常に大事なことであり、両方相併せてイラクの復興に努力すべきものと考えております。

○広野ただし君 各国軍がイラクに派遣をされて、全体的に地域を三つに分割をして、まあアメリカ軍、そして南の方、バスラを中心にしてイギリス軍、そして中南部といひますか、そこにポーランド軍が、これたぐさんの各国がそこに集結をしているわけですが、ポーランド軍の指揮の下にスペイン、ウクライナ、そのほかもうたぐさんの国々が治安に協力をしていると、こういうことでありますけれども、ポーランド軍、これは米軍との協力の下にと、こうなつていふんですが、結局、英米軍の指揮下にあるといふふうに考えていふんじやないかと思ひますが、この点、外務大臣、何かございひますか。

○国務大臣(川口順子君) 私どもが承知をしておりますのは、ポーランド軍は米英軍の指揮下にあるといふことはなくて、米英軍と調整をしながらその仕事をしていふと聞いております。最大二千五百名の兵員を派遣をするといふことを考えていると承知をしていひます。

○広野ただし君 防衛庁長官、どのように見ておられますか。

○国務大臣(石破茂君) 今、外務大臣から御答弁がありましてありまして、最大二千五百名、治安部隊等を出してあります。米英軍の指揮

下で行動しておるといふ認識は私は持つておりません。

○広野ただし君 これは、じゃ独自にやつていふんですか。

○国務大臣(石破茂君) もちろん、それは調整の上で行つております。それぞれがイラクの国内において活動いたします場合において、調整なしにばらばらにやることはございひません。

○広野ただし君 これはやはりアメリカ軍の指揮下にあると見て全く間違いのないところだと思ひます。そして、更にその下にある、ポーランドの指揮下にあるまた多国籍軍といひますか、そういうところと連携をしながらイラク中南部の治安、安全を見ていふと、こういうことだと思ふんですね。その確認をひとつしてください。

○国務大臣(石破茂君) それは、私どもの理解では、コアリションといふものはそういうもの、だといふふうには理解をいたしておりません。アメリカがやつておりますコアリションのやり方といふのは、そういうふうには指揮下に入れる、指揮命令系統といふものを確立をし、米英の指揮下の下に集まつてきた各国の軍を、行動を律するといふようなものがコアリションだとは考えておりません。逆に申し上げれば、コアリションといふものの特徴は、まさしく調整において各国が活動をそれぞれが行うといふ点に特色があるといふ認識でございひます。

○広野ただし君 協力関係といひましても、それは格好のいい言い方で、じゃ統率が取れますか、それそれの、各国の。やはり英米軍がしっかりとやりませんと、その下におりませんとできないんじゃないんですか。

○国務大臣(石破茂君) それはどういふ形が一番効果的なのかといふことでございひます。

それは、治安維持といふものが、指揮命令系統といふ言葉をお使いになりますけれども、それなくして統制が取れないのかといへば、そのようなことはございひません。それはお互いに調整をし、例えば日本とアメリカの間にそれでは指揮命令系

統があるのかといへば、これは調整といふものを使ひます。調整システムといふものを使ひます。それでは全く統制が利かないのかといへば、そのようなことはございひません。調整といふものを行うことによつて、すなわち統制が利かないといふ概念は私は必ずしもそのとおりだとは思つておりません。

○広野ただし君 このポーランド軍、またポーランド指揮下にある多国籍軍、そしてまた協力関係にある各国軍といひますか、約二十か国に及ぶと言われておりますが、その各国軍における被害状況等は何か把握しておられますか、防衛庁長官。

○国務大臣(石破茂君) 手元に、各国どれぐらいの被害を受けたかといふことでございひますが、これは報道ベースにおきましては今持つております。これを各国別に、例えばどの国がどれだけ、どの国がどれだけといふことを今すぐここでお答えできるものは用意をしてございひませんが、主に米英軍といふふうには承知をいたしてあります。正確なものをもし必要でしたらば、早急に委員の方までお持ちをいたしたいと存じます。

○広野ただし君 やはり各国、協力をしている、私は指揮下にあると、こう言つておりますが、そこは別にしましても、各国、協力にある軍の被害状況といふものをよくまた調べていただいで、そしてどういふ状況の下でそういうことが起こつておるか、これはある意味で他山の石みたいなところがあるかと思ふんですね。ですから、ただアメリカにくつ付いていくといふ考え方、やつておられるのは、これはもう大変な被害が及ぶおそれがある、こういうことだと思ひます。

それと、もう一つ、私は何といつてもこれは陸上自衛隊がアメリカ占領軍に対する協力をする、ことだといふふうには思ひますが、この点、官房長官はどうお考えですか。

○国務大臣(石破茂君) 済みません。先ほどの、むしろ外務省からお答えするのが適切かもしれませんが、米英軍以外の各国の軍隊の死傷者といふものは、七月二十一日現在では確認をされてお

ません。イギリス軍が六月の二十四日に死亡が六名、同じ、同日にイギリス兵が八名負傷したということ、あるいは七月の八日に英兵が一人負傷したという点でございます。

また、それが占領ということに協力することにならないかということでございますが、これは憲法に定められております交戦権との問題で整理をいたしますと、私どもが占領行政の当事者、交戦権行使の当事者となることはあり得ません。したがって、憲法上の問題は生じないものと考えておりますし、日本国自体が占領行政を行うものではないでございます。

○広野ただし君 しかし、アメリカとの協力の下にやはり派遣するんでしょう。ただ、どこへ行くかというのは自分で決めるわけじゃないんでしょう。

○国務大臣(石破茂君) それは累次お答えしておりますように、調整の下に、自分たちがここでやりたいという、周りの国がどのようなことを考え、イラクの復興あるいは人道支援にやっているかということと無関係に地域を設定できるものでも任務を設定できるものでもございません。

○広野ただし君 それでは、イギリス軍に協力をして出るといふこともあるんですか。

○国務大臣(石破茂君) それはこの協力という言葉が何を指すのか、これにもよりますけれども、この法案としては、そういうことを決して排除しておるわけではございません。

○広野ただし君 ポーランド軍等、多国籍のところにも協力をして出ていくこともあるわけですか。

○国務大臣(石破茂君) それもイギリスと同様でございますが、しかしながら、同時に、オーソリティーとしての地位を与えられておる国との協議というものは、当然、活動全般を行う場合において必要なことでございます。

○広野ただし君 ですから、私はやっぱり最終的にアメリカに協力をするんだと思うんですよ。ポーランドとかほかの軍隊に、その物資の輸

送等の協力をするんじゃないんでしょう。やはりアメリカに協力をする、そのことが最もはっきりとアメリカ支持を裏打ちをする大事なことなんじゃないんでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) この法案は、先ほど来申し上げておりますように、どの国ということ特定して作成をされたものではございません。しかしながら、先ほど申し上げましたように、オーソリティーとしての地位を与えられている国、そしてまた、具体的な内容ということにつきまして、いまだアメリカとの間に確定的なことを言及をしたものでも約束をしたものでもございませんが、結果としてそのようなことはあり得るだろうと思っております。

○広野ただし君 だからこそ、私は最初に板垣雄三先生の、日本人は、日本人よ、覚悟はできているのかと。じゃ、ほかの、今、石破防衛庁長官が言われたポーランドほか多国籍のところに協力をする、アメリカに協力をする、そういうことと、自衛隊の人たちはそういうふう簡単に割り切れますか。

○国務大臣(石破茂君) 自衛隊は割り切れるかという御質問ですので、私からお答えをさせていただきます。これは、政府としてこの場におきましても官房長官から御答弁がありますように、日本国の国益、そしてまた日本国の与えられた国際的な責務にかんがみまして我が国が主體的に行うものでございます。国益、そして我が国に与えられた国際的な責務、これを履行するために主體的に判断をし、法律がお認めをいただいたとするならば、それに基づいて自衛隊を派遣するものでございます。

アメリカに協力するから、あるいはポーランドにどうだから、だから自衛官はそのつもりになるのかという御指摘でございますが、私は、この法律の目的、そしてこの法律が国会においてお認めをいただくことの意味、それは自衛官というものは認識をしている、そうでなければ派遣というものはそもそも成り立たないのでございます。

○広野ただし君 私は、まだ本当にそういう、イラクにおいて治安維持のためにアメリカあるいはその他の国々に協力をするという本当の覚悟というものは、日本人、自衛隊にはできていないんじゃないかというふうに思えてなりません。

そしてまた、このことが憲法の「国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」という、このところにもう正に違反する行為で、占領軍に協力をするということはそういうことになるんで、私は、やはり国連の旗の下に、国連にちゃんと話をして国連の旗の下に明確な使命を持って出ていくと、しかも、それはまず人道支援、経済復興支援、たというのを申し述べまして、時間が来ましたので、終わらせていただきます。

○大田昌秀君 社民党・護憲連合の大田でございます。

若干繰り返しあるいは重複するかもしれませんが、改めて確認する意味でお伺いいたします。まず最初に、官房長官に伺いますが、本法案の第六条では、基本計画に定めた自衛隊が実施する対応措置については、開始してから二十日以内に国会に承認を求めるとなっていますが、イラクにおける活動が極めて危険な業務となることは、これはもうどなたも想定しているところではないでしょうか。

したがって、私はやはり国会の事前承認とすべきだと考えるわけですが、周辺事態安全確保法ではその第五条一項で、またPKO協力法ではその第六条の七項で、本体業務における自衛隊の海外派遣は国会の事前承認となっているのに、なぜ今回、事前承認とはしていないのか、御説明ください。

○国務大臣(福田康夫君) 正に何回も御説明を申し上げてきたところでございますけれども、繰り返しになりますけれども、イラクへの自衛隊の派遣を前提として、その基本的枠組み、これはいろいろの枠組みを作っているわけでございます。まず第一に、その明確な目的を持っています。ね。イラクの国家再建への寄与ということでござ

います。そういう大きな目的を持った上で、例えば基本原則、いわゆる非戦闘地域、それから受入れ同意の要件、また対応措置の内容、また基本計画の決定、変更、終了時の国会への報告、また安全確保の配慮、また自己等防衛のための必要最小限の武器使用の条項、また有効期限、四年間という有効期限も明記していると、こういうようなことでございまして、厳しい枠組みの中で活動する、それもイラクの国家再建への寄与と、こういう大目標がございまして、その範囲で行うということでございます。そういう範囲の中の活動であれば、あとは基本計画を作り対応措置を決めると、そして対応措置につきまして、対応措置を開始した日から二十日以内に国会の承認を求めると、こういう枠組みというルールになっておるわけでございます。

もし、事前承認をしなればいけないということになりますと、こういう問題が出てまいります。例えば、派遣に必要な装備の調達など、承認後にしかできないような派遣準備に準備時間が必要であると。例えば、装備、特殊な装備を必要とするようなことであれば、それを発注、契約発注して、それができるまで待たなきゃいかぬとか、そういうような問題が生じます。また、国会における審議、これも時間が掛かりますね。そういうことを考えますと、この対応措置が迅速にできないといったようなことがあるわけでございまして、そういうことを考えまして、対応措置の実施については、先ほどのように事後承認ということにしておるわけでございます。

○大田昌秀君 本法案の第二条二項で、実施に当たっては武力の威嚇又は武力の行使であつてはならないとされておりますが、第四条、「基本計画」、二項二号の二、装備等、及び第十七条、「武器の使用」のところを見ますと、結局は武力を行使する事態が起きるのではないかと危惧されます。関連いたしますので、まず携行する武器について、防衛庁長官にお尋ねします。新聞報道等によりますと、防衛庁長官が記者会

見て無反動砲を持つていくと述べたり、久間元防衛庁長官が、危険だから武器を持った自衛隊が行かざるを得ない、無反動砲などの小型重火器も必要だろうと、テロは戦闘行為ではないと、正当防衛で反撃しても認められた武器の使用であつて武力行使に当たらないと述べておられます。

無反動砲は、御案内のとおり、対戦車攻撃用の兵器として部隊としての反撃で使用するものと理解されていますが、自衛隊員個々の正当防衛に使用する武器として携行するおつもりなんですか。

○国務大臣(石破茂君) それは、法案に定められておる自己を守るために必要なものとは何なのかということをおの場に応じて判断することになります。

午前中、尾辻委員からお話がありました、機関銃一丁ならいいが二丁なら駄目だということな議論がございました。そういうようなお話ではなくて、何が自分の身を守るために、条文に定められた趣旨を体现するために必要なものであるのかということは、実際にそれによつて身を守ります自衛官が現地に行つてどうということなのかということをおの場に応じて判断することになります。

私が、無反動砲ならどうか、あるいは無反動砲ならよいが追撃砲ならどうか、そういうことを具体的に申し上げたことは一度もございません。

委員御指摘のように、例えば無反動砲というのは、原則としていいですか、主に対戦車火器として使用される直接照準のものでございます。対しまして、追撃砲というのは主に地域制圧に使用をいたします間接照準のものでございます。それはどのようなものが自分たちの身の安全を守る、そして法律十七、法案十七条あるいは自衛隊法九十五条、その趣旨にかなない現地に合ったものなのかということによるわけでございます。

○大田昌秀君 新聞報道によりますと、防衛庁は、武器使用基準を定めた部隊行動基準、つまり国際的な交戦規則と言われるものですが、これを作成して、今回のイラクに派遣する自衛隊員に適

用する考えであると報じられています。せんだつての本委員会でも、石破防衛庁長官は、自衛隊のイラク派遣に当たつて武器使用基準を定めた部隊行動基準を作成しなければならぬという御認識を示しておられました。

この部隊行動基準とは一体どのようなものですか。なぜ、今回それを作成する必要があるのですか。

○国務大臣(石破茂君) これは委員正確におっしゃつていただきましたように、部隊行動基準というものでございます。交戦規定というふうにも私ども訳することが適切だとは考えておりません。それがどういふことかと申しますと、いかなる状況下で、相手方がいかなる対応を示した場合に、どのような形態において武器使用ができるかということをおの場に応じて判断することになります。

それは何のために行うものかといへば、適切な行動を確保する、担保するということが一つ。もう一つは、部隊等の長の判断に係る負担を軽減をするということでございます。そして、各部隊の長が武器の使用を含む対処行動を適時適切に判断をし、本法律に、本法案に定められております武器使用規定の範囲内で事態に即して十分な対応を取ることを可能にするためでございます。

これは、そういうようなことを定めることが、例えば交戦権を規定した憲法第九条二項、これに抵触するのではないかとというような御指摘をいただくこともございますが、これは武器使用について定めるものでございまして、交戦権とは全く内容を異にするものでございます。

○大田昌秀君 そうしますと、武器行動基準というのは一般に交戦規則と言われているものとは違ふという意味ですか。

○国務大臣(石破茂君) 少なくともアメリカに言います交戦規則とは異なる概念を多分に含むものでございます。

○大田昌秀君 派遣部隊の装備等に関連して、外務大臣にお伺いいたします。

外務省や防衛庁、自衛隊の実務者約十人が六月三十日から七月二日まで渡米し、米国のローレス国防副次官補やカイザー国務次官補、米中央軍司令部の幹部と相次いで会談したと新聞報道にありますが、この一連の会談で、日本側が米軍やイラク市民への給水活動などでC130輸送機をイラク国内に投入する計画を打診したのに対して、米側はそれだけでは不十分として、一つに大型輸送機ヘリC147の派遣、もう一つに武器弾薬の輸送を求めたと報じられていますが、これは事実ですか、事実ではございませんか。

○国務大臣(石破茂君) 実際に米国に出張いたしました、外務省の関係者あるいは当庁の関係者が六月の三十日から七月二日にかけて訪米をし、米政府関係者と意見交換を行ったことは事実でございます。

先方の発言の内容につきましては、先方との関係もございまして、言及することは適切とは存じませんが、イラクの復興支援に関しまして日本側の説明に対し、アメリカが、それでは不十分である、そういう指摘があつたり、あるいはC147というお話がございましたが、C147の派遣等の具体的な要請をアメリカが行つたという事実はございません。

○大田昌秀君 これは通告していない質問で恐縮ですが、前回も質問いたしましたので改めて確認させていただきます。

外務省にお伺いしますが、事前協議制が設けられた背景について簡潔に御説明いただけますか。どうして事前協議制というものができたのかということについてですね。

○政府参考人(海老原紳君) お答え申し上げます。ちよつと資料が手元にございませんので、正確にお答えできるかどうか自信がございませんけれども、第六条に基づきまして米軍は我が国の施設・区域を使用することができると。それは我が国及び極東の平和と安全の維持のために使用することができるといふことになつてゐるわけござ

いますけれども、その際、米軍に全く自由に施設・区域を使用させるということではなくて、一定の場合には我が国に事前に協議を求めて、その了承を得た上で施設・区域を使用するという形で、言わば日本側も一定のコントロールを施すという考え方の下に、岸・ハーター交換公文で三つの場合には米軍は施設・区域の使用に当たつて事前に日本側の協議を求めるといふ形にしたというふうに理解いたしております。

○大田昌秀君 恐れ入ります。もう一度今の、北米局長、今の三つの内容について御説明ください。

○政府参考人(海老原紳君) これは、三つの場合、合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、二番目が合衆国軍隊の装備における重要な変更、三番目が日本国から行われる戦闘作戦行動、ただし安保条約第五条の規定に基づいて行われるものを除く、のための基地として日本国の施設・区域を使用すると、この三つでございます。

○大田昌秀君 先日私が、沖縄の嘉手納飛行基地から米軍のF15戦闘機十機がイラク戦争に参加したと報じられてゐることについて伺いましたら、北米局長は、これは部隊間の移動だから事前協議の対象にならないという趣旨のことを答弁なさいましたけれども、では、どういふときに事前協議の対象になるんですか。その三項に照らして、これまで一度も事前協議をしたことがないとおっしゃるわけですが、何のためにそれじゃ事前協議を作つたんですか。

○政府参考人(海老原紳君) これは、日本国から行われる戦闘作戦行動の定義ということになると思いますけれども、これにつきましては昭和四十七年に政府の統一見解が出されております。

それによりますれば、簡単に申し上げると、事前協議の主題となる日本国から行われる戦闘作戦行動というものは、直接戦闘に従事することを目的とした軍事行動ということになります。これがどのようなものを指すかというのは、それはそれぞれの任務、態様等を勘案して判断されるということになります。

今まで一度も行われなかったというのは、これに該当する行為が行われなかったということで、今まで戦闘作戦行動に基づく事前協議が行われたことがないということになっているわけでございます。

○大田昌秀君 それでは、アメリカのF15戦闘機のパイロットが自らイラク戦争に参加したということをお断りの新聞記者に発表しているわけ、認めているわけですが、これはどうして事前協議の対象にならないんですか。

○政府参考人(海老原紳君) 今御説明をいたしましたように、戦闘作戦行動というのは直接戦闘に従事するということを目的としているということでございます。今、大田委員がおっしゃいました、F15が仮に現地におきましてイラクの作戦行動に参加をいたしましたとしても、それは日本の例えは今おっしゃいました、嘉手納飛行場とおっしゃいましたけれども、嘉手納飛行場を飛び立つときに既に直接そのような戦闘に従事するというような形で飛び立っているということではなく、現地に移動した上で恐らく戦闘作戦行動に参加したというものであるというふうに推察されます。

○大田昌秀君 おっしゃっていることがよく分からないんですけれども、嘉手納飛行場から戦闘機が十機飛び立つてイラク戦争に参加したということが言われているわけですが、どうしてこれが、どういふ具合に、どういふ形でこれが戦闘に直接参加したか否かということを決められるんですか。米軍側に確かめられたわけですか。

○政府参考人(海老原紳君) これは、客観的にそれが戦闘作戦行動に該当するかどうかということ、これはなかなか判断ができない面があるわけでございます。先ほど申し上げましたように、任務あるいは態様というようなものを総合的に勘案して判断されるということになるわけでございます。

ただ、これが、もしそのような行為が行われて、それがこの事前協議の対象となる戦闘作戦行動でないということはどうしてそう言えるのかと

いう御質問であれば、それは、岸・ハーター交換公文で、米国はそれが、その行為が戦闘作戦行動に該当するということであれば、当然、日本側に事前協議を、制度によって事前協議を求めてきたはずでございますけれども、これは求めてきていないという以上、そのようなものではないと。米軍が任務、態様等を勘案した上で戦闘作戦行動ではないというふうに判断したということでございます。

○大田昌秀君 これまで米軍は、日米地位協定の約束事も怠ったり、随分してきています。仮に米軍側がその責務を怠った場合、外務省としては、現実には在日米軍基地からイラク戦争に飛び立っているということが分かっている、相手側に確かめるお気持ちというのは全くないわけですか。

○政府参考人(海老原紳君) これは、事前協議制度、これも岸・ハーターの交換公文という国際約束で約束されているものでございまして、米国はそれを遵守する国際法上の義務を負っているわけでございます。同盟国といたしまして、米国がそのような義務を遵守しているというのを疑う理由は何もないわけではございまして、そのような義務違反というものを前提に当方から米軍側に問い合わせるということは考えておりません。

○大田昌秀君 先ほど申し上げましたように、米軍側は実際に約束事を守らないことがしばしばありますので、この事前協議制度についても、せつかく制度ができていながら、もう少し主体的に、そういう報道がなされたら、果たして事実かどうかということを確認するくらいの熱意を持って取り組んでいただきたいと思います。

それから、同じく外務省にお伺いしますが、これまでこの法案の議論を聞いておられますと、どうも攻撃する側の立場に立った質疑が多かったように思います。攻撃される側の問題というのをどうお考えかということについてお伺いします。前回もちょっとお伺いしましたが、今回、米英

軍が対イラク攻撃でどのような近代兵器を使ったか、どういふふうな把握なさっておりますか。

○政府参考人(海老原紳君) 今、近代兵器というふうにおっしゃいましたけれども、例えば御通告を受けている御質問としては劣化ウラン弾の問題があると思いますけれども、米国は今回の対イラク軍事行動で劣化ウラン弾を使用しているかどうかということについては明らかにしておりません。その後、外務大臣の御指示もあって米政府に問い合わせをいたしておりますけれども、基本的には明らかにする予定はないという返事を受けております。

○大田昌秀君 今、米軍側の方は劣化ウラン弾を使用したことはいないということを、そういう知らせを受けたという趣旨のお話でございましたけれども、新聞報道には、指揮官がちゃんと劣化ウラン弾を使ったという報道もあるわけですが、是非これは確認していただきたいと思えます。

それから、報道によりますと、政府は航空自衛隊の輸送の拠点に予定されているクウェートの間で地位協定を結ぶ方針を固めた、先ほど質問がありまして、これはそういうことではないという外務大臣の御答弁でしたけれども、事実、全くないわけですか。

○政府参考人(面田恒夫君) これは、先ほど正に御質問ございましたお答えいたしましたけれども、現在の時点におきまして、先方政府、クウェートを含めてございまして、の方から我が国に対して地位協定等結びたいという申出がなされたことはございません。

他方、先ほどもお話ししましたけれども、この地域、イラクの周辺の国に対して我が国の自衛隊を法案が成立した後に派遣するということは考えておりますので、その際の事前の準備としてあくまでも我が方の部内の頭の体操を行っているという状況でございます。

○大田昌秀君 そうしますと、派遣先での自衛隊員の権利義務、その問題とか、万が一自衛隊員に

よる事件、事故がイラク国内で起こった場合、どのようにして問題を処理されますか。

○政府参考人(面田恒夫君) イラクの場合には、委員御案内のとおり、現在いわゆる当局というものが実態上安保理決議で認められている範囲内の権限を行使しているわけでございますので、自衛隊をそこに派遣するという場合にはCPAとの間で、当局に相当いたしますけれども、しかるべき対応を取る必要があるというふうに考えております。

内容は二つあるかと思いますが、一つは、自衛隊を派遣することについての同意を得るということでございます。それからもう一つは、今、正に委員御質問のような自衛隊員の法的地位をいかにして確保するか、で、結果として自衛隊員の安全性とそれから任務の円滑性を担保するかということが必要になるかというふうに考えております。

○大田昌秀君 どうしてこういう質問するかと申しますと、御案内のとおり、沖繩では、地位協定によって米軍にほとんど治外法権的な特権を与えているわけですね。ですから、この間ずっと五千件以上の事件、事故が起こって住民が非常に困っているわけですが、その地位協定を変えてほしいと、改定してほしいということでも何度も政府にお願いしているんですが、運用面だけで十分だとおっしゃって、依然として事件、事故が絶えないわけなんです。それで、今、渉外知事会を通じて全国的に地位協定の改定を求めている最中でございまして、地位協定を結ばれる場合にはその辺の沖繩に日米軍基地の問題との関連で非常に慎重にやっていたいただきたいと思えます。

それから、いま一つお伺いしたいのは、米政府は、現在の安保理決議第一四八三号を見直すために去る七月十六日、パウエル国務長官がアナン国連事務総長らと協議を始めたことと報じられていますが、その背景について御説明ください。

また、同決議が見直された場合、現在審議中のイラク復興特別措置法の内容に何らかの変更が予

想されますか、それとも現状のままでよいとお考えですか。

○政府参考人(面田恒夫君) お答えをいたします。

アメリカの關係者がアナン事務総長以下国連の關係者と話し合っているということは御指摘のとおりだというふうに思っております。十六日の午後、パウエル國務長官自身、新たな安保理決議についての議論を開始することが適当か否かについて、各国の外務大臣あるいはアナン事務総長と議論を行ったというふうに述べておられるところでございます。

他方、同長官は同じ会見の中で、安定と平和維持の活動への参加に当たり国連のマンデートを期待する各国にとっても現在の安保理決議一四八三は十分な権利を与えていると信じているという旨も述べておられます。

○大田昌秀君 最後の質問になりますが、対イラク戦争における米英軍の現在までの人的・物的損害の累計についてどのように把握しておられるか。さらに、イラク国民の人的・物的損害について、物的な面が分かりませんと人的だけで結構ですから、把握されている正確な数字をお教えください。

○國務大臣(川口順子君) これは七月二十一日までの時点ですけれども、米軍の死亡者数が二百二十九名、うち五月一日以降が九十一名、これは襲撃以外の交通事故その他を全部含みます。それから、英軍の死亡者数が四十三名、五月一日以降は十名、同じく交通事故その他、襲撃以外のものを含んでいます。それから、イラクの民間人ですけれども、少なくとも三千二百四十人という数字を持っております。

○大田昌秀君 あと一分だけありますので、あともう一問、短い質問をさせていただきます。

前から問題になっておりますけれども、今回のイラクの方に各国がいろんな形で支援隊を派遣しているようですが、その国の数と、米英軍を支援する国の数というのは一体どれくらい、どこどこ

がどれくらいいる人数でやっているか教えてくださいますか。

○國務大臣(川口順子君) イラク人道復興支援にかかわる各国の軍隊派遣の状況で、既に派遣を行っている国が米英に加えて十四か国、それから派遣を決定した国が十八か国あると思います。それで、今、米英軍を支援するというふうにおっしゃられましたけれども、それぞれイラクの復興、復旧、それから人道支援を行うためにやっているということとして、具体的に何をやるかというのとは国によって様々ございます。

○大田昌秀君 終わります。

○委員長(松村龍二君) 暫時休憩いたします。

午後二時五十九分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

七月十八日本委員会に左の案件が付託された。
一、イラク特措法案反対に関する請願(第三三二〇号)(第三三四四号)(第三三四五号)(第三三四六号)(第三三四七号)(第三三四八号)(第三三四九号)(第三三五〇号)(第三三五一号)(第三三五二号)(第三三五三号)(第三三五四号)(第三三五五号)(第三三五六号)(第三三五七号)(第三三五八号)(第三三三九号)(第三三六〇号)(第三三六一号)(第三三六二号)(第三三六三号)

第三三二〇号 平成十五年七月八日受理
イラク特措法案反対に関する請願

請願者 横浜市泉区和泉町六、二〇六ノ一 前波登志子 外九百二十名

紹介議員 畑野 君枝君

政府・与党は、自衛隊をイラクに派兵する「イラク特措法案」を成立させようとしている。この法案は、米英の無法なイラク戦争を正当化し、軍事占領を承認し、米英軍を支援するために、自衛隊を派兵しようとするものである。これは、イラ

ク戦争を批判する国際社会の声を向けるとともに、イラク国民の意思を尊重した復興に反するものである。さらにこの法案は、戦後初めて戦域に自衛隊の地上部隊を派遣するものである。米軍司令官も全土が戦域と認めている中で、自衛隊は、米英軍と共にイラク国民を殺傷しかねないし、逆に銃口を向けられることにもなる。この法案が、武力行使や交戦権を禁止した憲法に違反することは、明らかである。無法なイラク戦争を正当化する上に、憲法をじゅうりんして自衛隊をイラクに派兵する法案は、絶対に許されない。ついては、次の事項について実現を図られた

一、自衛隊をイラクに派兵する「イラク特措法案」を廃案にすること。

第三三四四号 平成十五年七月十一日受理
イラク特措法案反対に関する請願

請願者 山梨県甲府市朝日二ノ三ノ一五ノ二〇一 四方田了平 外四百十三名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三三四五号 平成十五年七月十一日受理
イラク特措法案反対に関する請願

請願者 東京都武蔵村山市中央三ノ二〇ノ六 油原通江 外四百十三名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三三四六号 平成十五年七月十一日受理
イラク特措法案反対に関する請願

請願者 大阪市旭区太子橋三ノ七ノ七 山辻伸子 外四百十三名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 滋賀県大津市桜野町一ノ七ノ九 水野倫子 外四百十三名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三三四八号 平成十五年七月十一日受理
イラク特措法案反対に関する請願

請願者 秋田県仙北郡仙北町板見内字長仙寺三〇ノ一八 茂木政子 外四百十三名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三三四九号 平成十五年七月十一日受理
イラク特措法案反対に関する請願

請願者 東京都八王子市小比企町二、九六五ノ六 小口武久 外四百十三名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三三五〇号 平成十五年七月十一日受理
イラク特措法案反対に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市東田町八ノ四五ノ四 二 石原寛子 外四百十三名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三三五一号 平成十五年七月十一日受理
イラク特措法案反対に関する請願

請願者 鳥取市美萩野二ノ二九 高田雄一 郎 外四百十三名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三三五二号 平成十五年七月十一日受理
イラク特措法案反対に関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺北一ノ一一ノ一〇 大森治江 外四百十三名

紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。	第三三五八号 平成十五年七月十一日受理 イラク特措法案反対に関する請願 請願者 神奈川県相模原市御園三ノ七ノ八 及川哲 外四百十三名 紹介議員 畑野 君枝君 この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。	紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。	
第三三三三三号 平成十五年七月十一日受理 イラク特措法案反対に関する請願 請願者 神奈川県藤沢市鶴沼桜が岡四ノ四ノ一七 井上夏代 外四百二十八名 紹介議員 小泉 親司君 この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。	第三三三九号 平成十五年七月十一日受理 イラク特措法案反対に関する請願 請願者 静岡県羽鳥一、六九五ノ七 坂田 瑞子 外四百十三名 紹介議員 八田ひろ子君 この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。		
第三三三四号 平成十五年七月十一日受理 イラク特措法案反対に関する請願 請願者 大阪府都島区都島本通四ノ一四ノ三 山口稔 外四百十三名 紹介議員 小林美恵子君 この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。	第三三六〇号 平成十五年七月十一日受理 イラク特措法案反対に関する請願 請願者 福井県小浜市雲浜一ノ一六 森 口喜一 外四百十三名 紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。		
第三三三五号 平成十五年七月十一日受理 イラク特措法案反対に関する請願 請願者 群馬県吾妻郡長野原町大津四五八 塩野通子 外四百十三名 紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。	第三三六一号 平成十五年七月十一日受理 イラク特措法案反対に関する請願 請願者 大阪市住吉区大領五ノ七ノ二七 竹中津多子 外四百十三名 紹介議員 宮本 岳志君 この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。		
第三三三五六号 平成十五年七月十一日受理 イラク特措法案反対に関する請願 請願者 埼玉県志木市幸町三ノ一八ノ一七 石川美智子 外四百十三名 紹介議員 富樫 練三君 この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。	第三三三二二号 平成十五年七月十一日受理 イラク特措法案反対に関する請願 請願者 島根県出雲市姫原三ノ三ノ一六 堀西清子 外四百十三名 紹介議員 吉岡 吉典君 この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。		
第三三三三七号 平成十五年七月十一日受理 イラク特措法案反対に関する請願 請願者 京都府宇治市五ヶ庄福角六〇ノ六 中村大祐 外四百十三名 紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。	第三三三六三三号 平成十五年七月十一日受理 イラク特措法案反対に関する請願 請願者 埼玉県越谷市東越谷一ノ二二ノ一四 島根正夫 外四百十三名		

第四部

外交防衛委員会會議録第十八号

平成十五年七月二十二日

【参議院】

平成十五年七月二十九日印刷

平成十五年七月三十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K